

平成28年第1回  
笠置町議会定例会会議録  
(第2号)

平成28年2月24日

京都府相楽郡笠置町議会

平成28年第1回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成28年2月24日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成28年2月24日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成28年2月24日 14時55分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	大倉 博	○	7	石田春子	○	
	4	西村典夫	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	6 番	西 岡 良 祐		7 番	石 田 春 子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成28年第1回笠置町議会会議録

平成28年2月17日～平成28年2月29日 会期13日間

議 事 日 程 (第2号)

平成28年2月24日 午前9時30分開議

- 第1 議案第8号 平成28年度笠置町一般会計予算の件
- 第2 議案第9号 平成28年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第3 議案第10号 平成28年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
- 第4 議案第11号 平成28年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第5 議案第12号 平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件

追加日程

- 第1 議案第13号 相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約制定の件
- 第2 議案第14号 笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件
- 第3 議案第15号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件
- 第4 議案第16号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第5 議案第17号 平成27年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件
- 第6 議案第18号 平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第4号)

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年2月第1回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、議案第8号、平成28年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第8号、平成28年度笠置町一般会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

平成28年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,460万円で、平成27年度比では1,010万円、0.8%の減となっております。

主な事業といたしましては、笠置会館の耐震補強及び大規模改修事業5,716万円、橋梁維持に係る点検業務並びに補修設計業務・橋梁補修工事に総額4,100万円、笠置山線改良事業に1,800万円、町営住宅のバリアフリー化工事に500万円を計上いたしております。

また、平成27年度からの継続事業として、固定資産台帳整備及び公共施設総合管理計画策定業務が735万2,000円、地域福祉計画策定業務が226万9,000円となっております。

歳入では、町税は前年度比327万5,000円、2.1%の増の1億5,614万8,000円、国庫支出金は社会資本整備総合交付金4,907万円を含む8,196万1,000円、府支出金は笠置会館の大規模改修に係る整備事業補助金3,763万2,000円を含む1億614万4,000円、町債は過疎対策事業債など1億730万円を予定いたしております。御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第8号、平成28年度笠置町一般会計予算の件につきまして議案の説明をさせていただきます。

総務財政課からは、歳入と歳出につきましては議会費、議会事務局及び総務財政課所管の予算について説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、12ページの歳入から御説明させていただきます。

1款町税、町税は前年度比2.1%増の1億5,614万8,000円となっております。1項町民税、1目個人住民税は納税義務者の減によりまして、前年度より206万7,000円減額の4,992万3,000円、徴収率は97%を見込んで計上しております。

2目法人税につきましては、事業所の増によりまして83万2,000円前年度より増額の592万4,000円となっております。

2項固定資産税は、前年度より172万円増額の8,327万2,000円で、土地家屋につきましては97%、償却資産につきましては100%の徴収率で計上しております。

続きまして、軽自動車税は前年度より12万3,000円増額で403万3,000円となっております。

町たばこ税につきましては、課税額の増によりまして、前年度より266万7,000円増額の1,299万6,000円となっております。

続きまして、2款地方譲与税からページ移りまして、15ページの8款自動車取得税交付金につきましては、京都府の通知によりまして試算、また実績等によりまして計算しておる金額をそれぞれ計上させていただきました。

9款地方特例交付金は、前年度と同額で6万円を計上しております。

10款地方交付税ですが、普通交付税、特別交付税とも前年度より減額いたしまして1,200万円減額の6億4,000万円を計上いたしております。

11款分担金及び負担金、民生費負担金でございますが、これは前年度より47万8,000円を減額しておりまして、保育所入所者の減、また放課後児童クラブの利用者の減によりまして、それぞれ減額となったものでございます。

ページめくっていただきまして、12款使用料及び手数料でございます。

1項使用料は前年度より49万5,000円減額いたしまして365万7,000円、運動公園使用料に当たります総務使用料は、6月、7月消防の操法大会利用によりまして、町外団体の使用を休止となる関係上、減額となった金額で50万円を計上しております。

衛生使用料は、歯科診療所の使用料ですが、これは器具の償却による減でよりまして、前年度より減額されておりまして60万円計上しております。住宅使用料につきましても

33万円減の241万2,000円ですが、入居者の減によりまして計算されたものでございます。

続いて、2項手数料です。

ほぼ、前年度と同額を見込んでおりますが、衛生手数料につきましては、し尿汲取券販売手数料の実績で積算いたしまして、減額されて計上となったものでございます。

17ページ下段、13款国庫支出金、国庫負担金で民生費国庫負担金は、医療給付費の増額によりまして、前年度より162万2,000円増額となりまして2,662万5,000円を計上いたしております。

18ページに移りまして、国庫補助金です。前年度より2,862万9,000円減額いたしまして5,408万4,000円となっております。平成27年度でマイナンバーに係るシステム整備の事業が終了いたしました。このことによりまして大幅な減額と、社会資本整備総合交付金の事業積算により、それぞれ減額となりました額を計上させていただいております。

3項委託金は、前年度と同額、自衛官募集等委託金を計上させていただきました。

19ページ中段以降、14款府支出金、1項の府負担金、民生費府負担金は国庫負担金と同じく医療給付費の増額を見込んで、前年度より119万6,000円増額の2,245万5,000円を計上いたしております。

同じく2項府補助金です。府補助金につきましては、前年度より3,907万2,000円増額の7,529万7,000円となっております。

総務費府補助金では、みらい戦略一括交付金を含みまして1,346万3,000円、2目の民生費府補助金につきましては、笠置会館の大規模改修による補助金3,763万2,000円や、きずなネット構築支援事業補助金260万円など5,950万9,000円を計上いたしております。

続きまして、ページ移っていただきまして、府委託金になります。府委託金につきましては、7月に実施されます参議院議員通常選挙に係る選挙費の委託金といたしまして、210万円など13万9,000円前年比より増額で839万2,000円を計上いたしました。

15款財産収入、1項財産運用収入は、基金の利子分の収入といたしまして17万2,000円、また、いこいの館の多目的グラウンドとデイサービスセンターの貸付収入といたしまして516万7,000円を計上いたしております。

16款寄附金につきましては、指定寄付金並びに一般寄附金ともそれぞれ1,000円の計上をいたしました。

続いて、17款繰入金、1項基金繰入金は、ふるさとづくり基金繰入金として198万2,000円、ページ変わりました高度情報ネットワーク整備基金繰入金として58万円をそれぞれ計上いたしております。

18款繰越金は、財源調整をいたしました中で当初には10万2,000円計上となっております。

19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料といたしまして20万1,000円、2項預金利子につきましては、前年度と同額の2万円、3項雑入につきましては、地方税機構や相楽東部広域連合への派遣職員に係る負担金など、前年度より469万7,000円増額となりまして5,980万3,000円を計上させていただきました。

続きまして、26ページ、20款の町債です。過疎対策事業費など、事業費に充当する過疎債等を含みまして、総額1億730万円の計上となっております。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

歳出につきましては、人件費に係る予算につきましては、現在の職員をベースにといたしまして、給与条例に従って計上させていただきましたので、各項目での説明は割愛させていただきますので御了承ください。

それでは、1款議会費のほうから説明させていただきます。議会費は、ほぼそれぞれの項目、前年度並みの金額を計上させていただきましたが、4節共済費につきましては、議員共済会の負担金率の減少に伴いまして、前年度より370万4,000円を減額で、669万2,000円、議員共済費のほうは上げさせていただいております。

ページめくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金、この中で相楽東部広域連合負担金（議会分）というものがございしますが、平成27年度までは、総務費のほうで議会費分を一括して計上させていただいておりましたが、28年度予算から議会費の中で計上させていただくことになりましたので、その分23万9,000円が増額となっております。議会費につきましては以上となります。

続いて、2款総務費のほうで説明させていただきます。1項総務管理費、1目一般管理費では、前年度より313万7,000円減額いたしまして1億9,192万1,000円となっております。主な減額の要因といたしましては、先ほど歳入のほうでもありましたが、

マイナンバーに係りますシステム構築費など、こちらが皆減となったものが減額の要因となっております。

内容について、それぞれの項目の説明をさせていただきますと、32ページ委託料です。これは庁舎内で使用しております基幹系システムの機器保守といたしまして340万9,000円を含みまして515万9,000円、また14節使用料及び賃借料は、例規システム使用料の239万8,000円や、メールサーバーの機器使用料などを含みまして431万8,000円を計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金では、マイナンバーに係る負担金が本年度から計上いたしまして142万6,000円、また相楽東部広域連合の負担金といたしまして1,818万2,000円など、総額で3,665万8,000円を計上いたしております。

続いて、34ページの説明をさせていただきます。34ページ下段のほうの3目財政管理費になります。こちらは、基金利子の積立金など11万7,000円を計上いたしまして、ほぼ前年度と同額の16万7,000円となっております。

4目会計管理費もほぼ前年度同額の7万8,000円を計上いたしております。

5目財産管理費は、ページめくっていただきまして委託料で、平成27年度からの繰越事業となります固定資産台帳整備及び公共施設総合管理計画の策定業務といたしまして735万3,000円を、また備品購入費といたしましては、公用車購入費に133万3,000円を計上するなど、前年度に比べまして795万6,000円増額いたしまして1,902万5,000円となっております。

続きまして、38ページになります。

7目交通安全対策費は、前年度とほぼ同額の12万5,000円の計上となっております。

8目の防災諸費につきましては、木造住宅の耐震診断に係る事業費ですが、前年度は2件分を計上いたしておりましたが、実績を見込みまして本年度から1件分の計上となっております。そのため、委託料と負担金でそれぞれ減額となりまして、合計で408万1,000円計上いたしたということになります。

続いて、44ページお願いいたします。

44ページは4項選挙費となっております。歳入のほうでも委託料でお話しさせていただきましたように、7月に執行が予定されております参議院議員の選挙費で261万3,000円、それから45ページに3目で載せております町議会議員選挙費につきましては、10月末で任期満了となりますので、その選挙に係る経費を215万2,000円計上

させていただきました。

ページめくっていただきまして46ページ下段になります5項統計調査費につきまして、こちらは、平成28年度に予定されております工業統計調査費で3万5,000円、経済センサス活動調査費といたしまして18万3,000円を計上いたしております。

下段6項の監査委員費につきましては、前年度と同額、報酬等を計上いたしております。

続いて、少し飛びまして78ページをお願いいたしたいと思います。

78ページ、8款消防費でございます。1日常備消防費につきましては、相楽中部消防組合の分担金といたしまして5,729万5,000円を計上いたしております。

2目の非常備消防費は、平成28年度は操法大会実施の年に当たりまして、訓練等の出動手当は増額となっておりますが、機材等の備品購入費の減によりまして、前年度よりは34万5,000円減額されまして855万4,000円計上いたしております。

続きまして、3目消防施設費、続いての4目の水防費につきましては、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

80ページ中段、9款教育費となります。こちらは、相楽東部広域連合負担金の教育関係分といたしまして5,392万5,000円計上させていただきます。

10款公債費につきましてですが、元金につきましては、平成28年度から償還が始まるものがありまして163万4,000円増額となりまして8,247万円、利子のほうですが、こちらは平成27年度に借りかえを行ったものがありまして、借りかえによりまして利率が下がりましたので、反対に97万7,000円減額となったもので901万7,000円をそれぞれ計上させていただきます。

11款諸支出金、災害援護資金貸付金といたしましては、こちらは頭なしの1,000円を計上、12款の予備費につきましては100万円を計上させていただきます。

82ページ以降は、款別構成表や給与費に係る資料などをつけております。また、96ページにつきましては、先ほど説明いたしました平成27年度からの継続事業についての調書、97ページにつきましては、最後のページですが地方消費税の社会保障施策に充当する財源内訳の資料となっておりますので、また御参考に見ていただけたらと思います。以上、総務財政課所管のもの説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

企画観光課が所管いたします歳出予算について御説明をさせていただきます。

まず、31ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の賃金1,019万4,000円のうち、循環バスの運転手賃金として635万5,000円を計上しています。需用費の消耗品費で264万7,000円のうちバスの時刻表の用紙代や循環バスのオイル交換代等として6万1,000円を計上しております。それと、燃料費194万円のうち循環バスの燃料費として161万3,000円を計上しております。

次に、34ページをお願いします。

総務費、総務管理費、2目文書広報費149万円で、対前年度3万2,000円の減となっております。節区分で報酬、有線放送運営委員と番組編成委員の報酬といたしまして7万7,000円、それと普通旅費として1万6,000円、それと需用費の消耗品費で収録用のカード等で3,000円等と、高熱水費の電気代で2万円、それと修繕料で2万円を計上いたしております。それから、委託費でスタジオ機器、それと議場カメラの保守料で128万4,000円、それと使用料及び賃借料で音楽著作権使用料として6万円、それと負担金補助及び交付金で京都府広報協議会への負担金といたしまして1万円を計上しております。

次に、37ページをお願いします。

総務費、総務管理費、財産管理費、25節の積立金で、高度情報ネットワーク整備基金、それと加入分担金6万円と、高情ネットワーク整備基金の利子分として4,000円、合わせまして6万4,000円を計上しております。

総務費、総務管理費、6目の企画費で1,400万円、対前年度316万3,000円の減となっております。減の主なものといたしましては、賃金と負担金補助及び交付金の移住促進住宅整備事業に係る補助金の減が主なものとなっております。

節区分で御説明をさせていただきます。

賃金、駅無人化対策雇用賃金として389万円、それとアルバイト賃金として118万円を計上しております。旅費で普通旅費として13万2,000円、それから需用費18万2,000円で、これは駅無人化対策に係るものとして消耗品で3万6,000円、それと燃料費で公用車の燃料で8万6,000円、それと光熱費4万円と修繕費2万円を計上しております。それと役務費で通信運搬費として電話代で3万6,000円、委託料で駅の浄化槽清掃管理として12万円を計上しております。それと使用料及び賃借料で、公用車のリース料として25万1,000円を計上しております。負担金補助及び交付金で、広域事務組

合の広域圏、それと消費生活に係る負担金、それと鍋フェスタ実行委員会等々への負担金、移住促進事業に係る補助金などとして818万円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、9目通信施設管理費で514万6,000円、これにつきましては、前年と同額で計上しております。節区分で、需用費で高度情報ネットワーク施設の電気代76万2,000円、それと修繕費で8万円、役務費で光ケーブル電柱、これにつきましては関西電力の電柱、それとNTTへの電柱への添架をさせていただいている添架料として88万2,000円、それから委託料で支障支線移転費で50万円を計上しております。使用料及び賃借料で切山地内にあります受信点の土地使用料として1万円と、行政イントラネット回線使用料で21万2,000円を計上しております。それと負担金補助及び交付金で管理運営負担金として270万円を計上させていただいております。

次に、69ページをお願いします。

商工費、商工費、1目商工総務費で、普通旅費として計上しております。それと次70ページの商工振興費で360万3,000円、内訳といたしましては旅費で普通旅費として3,000円とそれから負担金補助及び交付金で笠置町商工会への補助金として360万円を前年と同額で計上しております。

それから、3目の観光費で4,182万7,000円、対前年度723万7,000円の減となっております。減の主なものといたしましては、人件費と需用費の修繕費が減の主なものとなっております。

節区分で説明させていただきます。

賃金、桜等植栽保全管理の賃金として195万4,000円を計上しております。それと報償費でフォトコンテストの景品代、またさくらまつりやもみじまつりのイベント出演料として13万円、旅費で普通旅費として9万9,000円、それと需用費で桜等の保全に係ります消耗品費等で10万円と燃料費で2万7,000円、それと印刷製本費で3万円、それと光熱水費で4万2,000円、修繕費で5万円、合わせまして需用費で24万9,000円を計上させていただいているところでございます。

それから、役務費で桜等の保全の苗木の運搬として3万円、自然公園トイレくみ取りとして8万円を計上しております。それから委託料で東海自然歩道管理、それと自然公園清掃等との委託として470万8,000円を計上いたしております。

それから、使用料及び賃借料で、桜の保全の車の借り上げ、駐車場の賃借料と合わせまし

て119万7,000円を計上しております。それと原材料で、桜等の保全代として14万円を計上しております。

それから、72ページの負担金補助及び交付金で京都府観光連盟等々への負担金と、夏まつり事業300万円の助成金と、伝統行催事事業への20万円の補助金などを合わせまして、負担金補助及び交付金で447万4,000円を計上させていただいております。

それから、4目の産業振興会館費801万7,000円、対前年度13万6,000円の増となっております。ここでも産業振興会館の経費として、アルバイト賃金234万円、需用費で電気代、水道代、ガス代等々で323万2,000円、役務費で電話代や水質検査料で12万7,000円、委託料でエレベーター管理委託や夜間警備委託等で183万6,000円、使用料及び賃借料で47万6,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、77ページをお願いします。

77ページの下段の土木費、国土利用費、土地対策費で、前年度と同額の4万8,000円を計上しております。旅費4,000円、需用費で1万4,000円、それと燃料費で3万円を計上させていただいているところでございます。

企画観光課につきましては、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

税住民課が所管します歳出予算につきまして御説明いたします。

41ページをごらんください。

2款総務費、徴税費、税務総務費でございますが、職員給与等人件費を除き主な変更点を御説明申し上げます。

11節需用費で、消耗品につきましては11万6,000円を計上いたしておりますが、前年度比で7万1,000円の減額を行っております。内容につきましては、コピー代等の減額によるものです。

次に、19節負担金補助及び交付金におきまして、京都地方税機構への負担金で313万3,000円を計上しております。内容としましては、軽自動車への共同化に伴う負担金の増と、申告支援システムにかかわります負担金の増でございます。それ以外は前年とほぼ同額を見ているところでございます。

次に、賦課徴収費でございます。本年度344万円となっております、前年と比べまし

て141万2,000円の増でございますが、これは13節委託料で不動産鑑定委託料として238万7,000円を計上しているところですが、平成30年の評価替えに向けまして、標準宅地の鑑定業務が3年ごとに必要になりますので、その委託料120万9,000円を増額して計上しております。

続いて、42ページです。

19節負担金補助及び交付金で軽自動車税の共同化に関係して、軽自動車検査情報手数料として1万6,000円を新たに計上しているところです。以上が本年度増額分の主な要因でございます。それ以外は、前年とほぼ同額を見ているところでございます。

続いて、戸籍住民基本台帳費、43ページでございます。

主な変更点は、11節需用費、印刷製本費で、住民票偽造防止用紙代の印刷代等で13万3,000円を増額し17万3,000円を計上しています。

13節委託料では、住基カードが個人番号カードに移行したことに伴い、これまで住基カード発行等にかかわる委託料として計上していました住基ネット発行処理業務、公的個人認証、個人認証関係委託料が10万8,000円減額され、それにかわるものとして19節負担金補助及び交付金におきまして、通知カード、個人番号カード、受託事務交付金として個人番号カードにかかわる事務を、地方公共団体システム機構に委託する交付金といたしまして14万円を新たに計上しております。それ以外は、前年とほぼ同額を見ているところでございます。

続きまして、53ページをお願いします。

3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で税住民課に係るものの中で主な変更点は、28節繰出金におきまして国民健康保険特別会計繰出金を1,330万9,000円計上しております。これは、国保の都道府県化に向けての保険基盤安定支援金の増額を見込み、繰出金総額で対前年168万4,000円を増額しております。それ以外は、前年とほぼ同額を見ているところでございます。

次に、55ページをお願いします。

下段、国民年金事務費につきましては、研修会等参加旅費といたしまして3,000円を増額、2万7,000円を計上しております。

続きまして、58ページでございます。

中段、児童福祉費、児童福祉総務費での主な変更点では、7節賃金で、税住民課分として公園除草等の作業員賃金で30万1,000円を計上しております。これにつきましては、

単価等の見直しにより増額をいたしております。また、11節需用費、光熱水費としまして、わかさぎ公園の電気、水道代を本年度より税住民課が担当することになりましたので、新たに5万5,000円を追加しております。以下、税住民課に係るものについては、前年度と同額でございます。

次に、63ページです。

上段です。4款衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費では、19節負担金補助及び交付金で、相楽犬の適正飼養推進協議会への負担金として3,000円を新たに計上しております。これは、これまで役務費で計上していたものを組み替えたものでございます。そのほか、税住民課に係るものにつきましては、前年と同額でございます。

続いて、65ページをお願いします。

衛生費、清掃費、塵芥処理費でございます。本年度は4,789万3,000円となっております。前年度と比べまして91万5,000円の減となります。これは、19節負担金補助及び交付金の相楽東部広域連合分担金のうち、特別分担金の減額が主な要因でございます。内容としましては、中間処理、廃プラ残渣処理など実績精算により減額していること、廃タイヤ、消火器、バッテリーなど適正処理困難物を一括委託したことなど、そのほか積み上げによる減額でございます。

次に、下段のし尿処理費でございます。本年度は2,980万5,000円を計上しており、前年度と比べますと347万5,000円の減となっております。これは、19節負担金補助及び交付金の広域事務組合への分担金の減と、大谷処理場搬入分のし尿処理取扱業務負担金の減少分でございます。中でも広域事務組合への分担金につきましては、前年度くみ取り手数料の改定により計上しておりました特別分担金が減額されたこと、起債返還金が減額されたことによるものでございます。また、し尿取扱業務負担金では、過年度実績に基づき、大谷処理場への搬入量等の再算定を行った結果、減額したものなどが主な要因でございます。合わせまして347万5,000円を減額するものでございます。

最後に、循環型社会形成推進交付金、いわゆる合併浄化槽の補助金でございますが、5人槽、7人槽とも2基ずつを見越しておりまして、前年度同額の189万2,000円を計上しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

それでは、保健福祉課が所管します主な事業の歳出予算につきまして御説明申し上げます。

ページは48ページでお願いいたします。

まず、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。全体的な増額となっておりますが、1節の報酬のほうで民生委員推薦会委員報酬ということで13万2,000円計上しております。平成28年度は3年に1度の民生委員の一斉改選となっておりますので、通常の前算よりも回数をふやした前算となっております。

それから、その次に地域福祉計画策定委員11万6,000円を計上しておる、これにつきましては、条例のときに御説明申し上げました地域福祉計画の策定委員3回分を予定しているところでございます。

ページをめくっていただきまして51ページに飛びます。

51ページの13節委託料の中で、今申し上げました地域福祉計画策定業務、一番下の段でございますが215万3,000円を平成28年度で実施させていただいて完了させていただく、これが前算としては皆増ということでございます。

それから、19節の負担金では、次の次のページにまたがっております。

53ページに主な事業として、私どもは平成28年度計画しておりますのが、この絆ネットコーディネーター事業負担金390万円、これは27、28年度継続事業でございます、28年度が仕上げの年となっております。具体的には、社協にお願いする互助活動の成果というふうになっております。ちなみに、27年度におきましてはいろいろ実績を上げていただきまして、まちの安心見守り隊が発足し、それからほのぼのサービスという一般住民向けの作業補助システムというふうなこと。これからいろいろまだ見直しも必要などころもありますし、また新たな互助活動の立ち上げも計画していただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、老人福祉費、55ページのほうに飛ばしていただきます。

55ページの一番下段から入っているんですが、内容的には56ページに入りまして、この中で特徴的なのは、賃金のほうで、昨年度アルバイトから正規の職員に採用がえをさせていただいた関係で、介護予防士で24万3,000円上げておりますが、これは去年から比べて約150万円ほど減額しているところでございます。賃金で合わせて125万円の計上となっております。

それから、特徴的なのは57ページの19節の負担金では、これは例年同じなんですけれども、デイサービスセンターの共益費480万円ということで、共益を収入でいただいてそのままわかさぎ株式会社のほうに共益費としてお支払するというふうな流れでございます。

それから、20節の扶助費で特徴的なのは、重度老人健康管理事業ということで729万7,000円計上しております。これは、対象の方がやはり多くなっていくのと、高度の医療が進んできたというので60万円ほど毎年上がっている予算であるというのが特徴でございます。

それから、58ページにまいりまして、28節の繰出金でございます。7,367万5,000円という繰出金の総額ですが、その内訳で介護保険につきましては、やはり医療費等々で180万円ほどの増額で3,436万8,000円、それから後期高齢者の繰出金につきましては、これは290万円ほど減額しております。これは療養給付費という見込みの誤差でございまして、3,930万7,000円というふうな予算となっております。

それから、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費にまいりまして、内容的には59ページの扶助費が主な事業の特徴でございまして、この中では扶助費で809万円、これは前年度より下がっております。中身を見ますと児童手当がその分減っているというふうなことでございまして、やはり児童の対象人が減っているということです。約7人ほど対象が減っていると、微々たるものですがそういうことです。

それから2目の保育園費でございます。この予算樹立時には17名で予算化をいたしました。現実には若干、喜ばしいことですが、ふえるということで聞いております。対前年で539万9,000円減額になって3,192万1,000円の予算を立てさせていただいておるところですが、多くは人件費の減、異動の減ということで、その他はそんなに例年に変わりなく予算を立てさせていただいたところでございます。

それから、次に62ページ、63ページの衛生費、保健衛生費のところでは、63ページの予防費のほうでは、昨年の予算に比べまして人件費以外181万7,000円減額の746万円の予算となっております。これは対前年の中で受診者数の減というふうなところが主な要因となっております。それが11節の需用費あるいは13節の委託料等々で、対前年で減額を生じたところでございます。

この中で御説明させていただきたいのは、63ページの一番最後の妊婦健診で、平成28年度はあくまで見込みとして3人を見込ませていただいて、予算としては27万1,000円という予算を立て、実際は、現在は母子手帳発行者はおりませんけれども、3名の見込みを大体予算であるということでございます。

それから、64ページにまいりまして、この中で健康教育10万円という予算を立てております。これは、若年層の健康教室を平成28年度で何とか立ち上げたいというふうなこと

の予算どりをいたしました。といいますのは、国保とも兼ね合いがあるんですけれども、40歳以上の特定健診の受診率が非常に府下でも悪うございまして、何とか体制も含めてですが、対応をしていこうというふうに考えております。

それから、同じ保健衛生費の診療所費につきましては、19節の負担金で、休日応急診療分で対前年15万円ほど増額の179万3,000円の予算を立てさせていただいている。それが対前年の同額で1,353万8,000円の予算を計上させていただいています。

それから、介護保険費については、山城病院の老健施設の負担金を164万5,000円、ほぼ昨年同額で計上させていただいているというような状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 失礼します。

人権啓発課が所管します予算について説明します。

50ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、1目で社会福祉総務費の中で、8節報償費、このうち人権講座講師料の20万円、これにつきましては毎年12月に実施しております公開講座のうち、人権啓発課が負担します20万円を計上しております。町村職員の合同研修会の講師料、これにつきましては南山城村と合同で開催しております研修会の講師料を折半しております。

11節需用費の中の消耗品費68万2,000円のうち20万8,000円、これにつきましては7月、12月の啓発時の物品と年2回の人権ネットの新聞代、各戸配布しております新聞代、これの費用を計上しております。印刷製本費22万1,000円のうち17万8,000円、これにつきましては12月に配布しております人権カレンダーの作成費用でございます。

続きまして、53ページをお願いします。

2目の社会福祉施設費、昨年度695万円に対しまして本年度は6,380万6,000円、この比較の5,685万6,000円のうち、そのほとんどは、先ほど説明のありました笠置会館の耐震改修及び大規模改修の工事に係る部分と、工事の設計管理に係る部分でございます。

まず、1節の報酬からですが6万6,000円、前年同額見えておりますが、この説明に書いております文言について、一部訂正をお願いしたいと思います。

昨年度に条例改正されました審議会の関係で、「部落差別を初めとするあらゆる差別撤廃

と人権擁護に関する審議会等」という形で入れていただきたいと思います。もう一度言いますか。「部落差別を初めとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する審議会等」という形で入れていただきたいと思います。

続いて、54ページをお願いします。

7節賃金について233万9,000円を計上しております。内容につきましては、作業員賃金で8万1,000円、前年の半分、2分の1を入れております。これにつきましては、改修工事に係るまでの期間の周辺整備に係る作業員賃金を計上しております。バス運転手につきましては4万2,000円、地域福祉事業167万8,000円、これについてはヘルストロン指導等福祉事業賃金、アルバイトの延べ2名の賃金を計上しております。給食サービス等賃金で53万8,000円、これにつきましても項目としましては、昨年度までは隣保館運営費の中でやっておりました給食サービスですが、今年度より地域交流の福祉事業という形で、補助金の入ってくる枠を変更しております。

続きまして、8節の報償費、これにつきましては各種講座報償という形で、生け花講座が22回で11万円、陶芸講座24回で24万円、給食サービスの謝礼という形で4万4,000円を計上しております。

9節旅費27万円、これは普通旅費でございます。

11節需用費、167万3,000円、消耗品費で37万1,000円、事務管理用品や給食サービスの消耗品、コピー代等でございます。燃料費で9万2,000円、食糧費で54万8,000円、これは給食サービスの材料代と来客用のお茶代を計上しております。光熱水費で61万2,000円、電気、ガス代でございます。修繕費として前年度の2分の1の5万円を計上しております。これについても、先ほどと同じように工事に係るまでの分の周辺整備に係る修繕料という形で計上しております。

役務費で23万5,000円、これは前年度の電話代で通信運搬費、浄化槽のくみ取りという形で8万7,000円、浄化槽の法定検査料が1万円でございます。

委託料で227万8,000円、ヘルストロンの補修委託が5万5,000円、給食サービスに係ります検便検査で9,000円、浄化槽の管理委託で5万4,000円、それと耐震補強及び大規模修繕工事設計管理という形で216万円を計上しております。

使用料及び賃借料で、土地借上料16万7,000円、これは駐車場用地として借り上げている分でございます。使用料としましては公用車で人権集会等参加に行った場合の駐車場と高速使用料を計上しております。工事請負費で5,500万円を計上しております。これ

は、笠置会館の耐震補強及び大規模修繕工事に係る部分でございます。原材料費が23万1,000円、このうち講座材料費が18万1,000円と、周辺整備は前年の2分の1、5万円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金で113万7,000円を計上しております。人権同和教育の研究集会の参加負担金としまして40万5,000円、文化祭の補助金としまして40万円、あと京都府・山城隣保館協議会で5万5,000円と山城人権ネットワーク推進協議会で23万2,000円、人権政策確立要求実行委員会4万5,000円でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、建設産業課のほうが所管いたします歳出予算の説明をさせていただきます。

予算書の66ページをお願いいたします。

予算書66ページ下段でございますが、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算額157万6,000円となっております、ほぼ前年度と同額を計上いたしております。

節の区分といたしまして、1節報酬、こちらは委員報酬、会長1名、委員9名の年間委員報酬98万4,000円を計上させていただいております。

4節共済費、こちらにつきましても、農業委員10名分の公務災害共済掛金を計上したものでございます。

9節の旅費につきましては、普通旅費を計上いたしましたものでございます。

10節交際費、こちらにつきましては会長交際費を計上させていただいたものでありまして、昨年度と比較いたしまして1万円を減額したものでございます。

11節需用費17万5,000円でございますが、この中で重立ったものとして、印刷製本費で15万円を計上いたしておりますが、こちらにつきましては毎年発行させていただいております農業委員会だよりの印刷製本費を計上したものでございます。

続きまして、13節委託料でございますが、こちらにつきましては農地情報管理システム保守の委託料といたしまして16万2,000円を計上したものでございます。14節使用料及び賃借料、こちらにつきましては、会議等でいたします駐車場の使用料金として4,000円を計上させていただいているものでございます。

ページ変わります、19節、負担金補助及び交付金でございますが、こちらにつきま

ては農業委員会活動補助、こちらは、管外研修等の補助として計上させていただいておりますので10万円、それから農業会議への会費といたしまして5万4,000円、合わせまして15万4,000円、昨年度と同額の計上とさせていただいております。

続きまして、2目農業総務費、本年度予算額1,045万円、こちらにつきましても、人件費以外の旅費につきましても、前年度同額、普通旅費といたしまして9節で4万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、下段ですが3目農業振興費、本年度予算額64万3,000円、こちらにつきましても、ほぼ前年度と同額を計上させていただいております。

節の区分といたしまして、11節需用費の中で重立ったものといたしまして、消耗品費で29万円計上させていただいておりますが、こちらにつきましてもはプリンターのトナー代、現場作業用の作業服等、これらを含めまして需用費で30万2,000円の計上となっております。

次のページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金でございますが、こちらも前年度と同額の34万1,000円を計上させていただいております。内訳につきましては、説明欄に記載しておりますとおり各種協議会等への負担金等でございますが、この中で重立ったものといたしまして、一番下段でございます経営所得安定対策制度推進事業補助金30万円、こちらにつきましてもは戸別所得補償制度に係ります事業費のものでございまして、笠置町農業再生協議会への補助金ということになっております。

続きまして、4目の農地費でございます。本年度予算額18万5,000円、こちらもほぼ前年度と同額を計上させていただいております。

節の区分といたしまして、7節賃金、こちらにつきましてもは作業員賃金を計上させていただいております。11節需用費3万5,000円でございますが、こちらも消耗品費として、こちらは積算参考図書等の購入費用、燃料費では公用車の燃料費ということで、合わせまして3万5,000円を計上させていただいております。14節の使用料及び賃借料は、機械等の賃借料4万円を計上させていただいたものでございます。同じく16節の原材料費につきましても、修繕用原材料を2万円計上させていただいております。19節の負担金補助及び交付金につきましても、昨年度と同額、京都府土地改良連合会への負担金並びに農村振興技術者連盟会負担金、合わせまして2万円を計上したものでございます。

続きまして、5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費でございますが、こちらに

つきましては、普通旅費を3万円計上させていただいておるところでございます。

2目林業振興費、本年度予算額245万7,000円、こちらにつきましても、ほぼ前年度と同額を計上させていただいておるところでございます。

11節の需用費3万4,000円でございますが、こちらにつきましては説明欄に書かせていただいておりますとおり、消耗品費、燃料費と経常経費的なものを計上させていただいておるところでございますが、印刷製本費につきましては、毎年年末にお配りさせていただいております門松カード、こちらの印刷費を計上させていただいておるものでございます。

69ページの13節委託料でございますが、こちらにつきましても昨年度と同様、有害鳥獣捕獲の委託料を計上させていただいておるものでございます。これは、猟友会笠置支部との契約をさせていただくものでございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、こちらの中身といたしましては森林組合への補助金35万円、ほか森林山村対策補助金、こちらは毎年実施しております間伐推進事業でございますが、こちらのほうに140万円、それと一番下ですが、狩猟事故共済保険料助成ということで、今年度新たに当初予算から計上させていただいたものが8,000円、合計178万3,000円の計上となっております。

続きまして、3目林道維持費でございます。本年度予算額277万円1,000円、こちらにつきましてもほぼ前年度と同額を計上させていただいておるところでございます。

節の区分といたしましては、7節賃金、こちらは作業員賃金として13万9,000円を計上させていただいております。11節需用費、消耗品費といたしまして草刈り機等のかえ刃等の購入費並びにそれらの燃料費ということで、合わせまして2万円の計上となっております。13節の委託料250万円につきましては、林道維持管理業務委託といたしまして、各路線の除草なり水路清掃等の事業委託を行う予定をしております。14節の使用料及び賃借料、こちらにつきましては機械等の借上料5万9,000円を計上させていただいておるところでございます。同じく16節の原材料費につきましても、修繕用の原材料費5万円を計上いたしております。19節負担金補助及び交付金につきましては、林道研究会への会費3,000円を計上させていただいておるところでございます。

次に、予算書73ページをお願いいたします。

予算書73ページの下段でございます。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額2,551万2,000円でございますが、こちらにつきましては、人件費以外の部分では委託料を増額させていただいております。

次のページをお願いいたします、74ページ。

節の区分といたしまして、9節旅費でございますが、こちらは普通旅費を計上させていただいております。11節の需用費でございますが、消耗品費として12万円、こちらにつきましては今現在使わせていただいております拡大印刷機、大型コピー、こちらの消耗品費等を計上させていただいております。燃料費につきましては、公用車燃料費、印刷製本費につきましては、積算に係ります歩掛や単価資料、これらの印刷製本費として16万円を計上させていただいております。修繕料の5万円につきましては、使わせていただいております測量機器等の修繕が発生した場合のことを想定いたしまして計上したものでございます。合わせまして需用費で41万6,000円。

13節委託料でございますが、こちら、説明欄に書かせていただいております拡大印刷機保守委託料13万円、これは前年度と同額でございますが、今年度新たにシステム構築費として50万円、それから積算システム保守として100万円を新たに計上させていただいております。こちらにつきましては、笠置町、これまでから土木工事等の積算は全て職員のほうが積算単価なり、設計歩掛等を用いまして、手計算で積み上げを行っておりましたが、平成28年4月以降、また国のほうの積算のシステムが変わりまして、どうしてもシステムを導入して積算をしなければ国庫事業等対応していけないということで、平成28年度、新たに積算システムを導入するものでございます。こちら構築費につきましては、初期費用50万円、保守につきましては年間の保守並びに単価等を改正されたときのデータ更新といった、そのような費用を含んだものでございます。合わせまして本年度13節委託料163万円の計上となっております。

14節使用料及び賃借料でございますが、こちらにつきましては、会議等の駐車場等の利用料並びに、先ほども申し上げました積算に係ります資材単価等、それらのデータ利用料16万3,000円、合わせまして17万3,000円の計上となっております。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、説明欄に書かせていただいておりますとおり、京都府道路協会と各種協議会等への負担金並びに会費というもので、総額18万6,000円の計上となっております。

次のページ、75ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費の2目道路維持費でございます。本年度予算額2,462万3,000円となっております。

節の区分ごとに説明させていただきますと、まず7節賃金68万3,000円、こちらは作業員賃金を計上させていただいております。13節委託料165万円、こちらにつきまし

では、草刈りの委託といたしまして15万円、これは毎年飛鳥路区さんのほうにお願いをしております有市柳生線の草刈りの業務委託でございます。舗装調査業務といたしまして50万円、維持修繕工事設計業務といたしまして100万円、合計165万円となっております。

前年度、この科目では715万円という金額を計上させていただいておりましたが、これにつきましては、今年度新たに橋梁維持費の目を立ち上げさせていただいた関係で、前年度橋梁点検業務費500万円等を計上しておりましたが、その分が大幅に減額になっておるところでございます。14節の使用料及び賃借料35万円は、これは修繕用機械等の賃借料を計上したものでございます。15節工事請負費2,150万円、こちらにつきましては道路維持修繕工事といたしまして350万円、舗装修繕工事といたしまして1,200万円、道路附属物修繕工事といたしまして600万円の計上をしておるところでございます。16節原材料費44万円、こちらにつきましては補修用の原材料費、セメント、簡易舗装材等の購入費用を計上させていただいておるところでございます。

次に、3目道路新設改良費でございますが、本年度予算額1,830万円、前年度と比較いたしまして7,370万円の減額となっております。

節の区分といたしましては、13節の委託料で30万円、こちらにつきましては、現在計画をしております笠置有市線の改良に伴います用地の不動産鑑定の委託料30万円を計上しておるところでございます。15節工事請負費1,800万円、これにつきましては笠置山線の改良事業費1,800万円分を計上したものでございます。

次のページをお願いします。

4目橋梁維持費、本年度予算額4,127万5,000円、前年度はゼロでございますので、皆増となっております。

節の区分といたしまして、7節賃金で作業員賃金17万5,000円を計上させていただいております。13節委託料1,600万円、内訳といたしましては橋梁の補修設計業務900万円、これは4橋分を見込んでおります。それと、橋梁点検業務といたしまして700万円、こちらにつきましては13橋分を見込んでおるところでございます。合わせまして委託料1,600万円。次に、15節工事請負費でございますが、こちらにつきましては橋梁の補修工事2,500万円を計上させていただいておるところでございます。現時点では、平成28年度5橋の補修を行いたいというふうに考えております。16節原材料費10万円でございますが、こちらは補修用の原材料費ということでございます。

続きまして、3項河川費、1目河川総務費、本年度予算額8万5,000円でございますが、こちらにつきましては、各団体の負担金で、それぞれ通知額に基づき計上させていただいております。

19節負担金補助及び交付金8万5,000円で説明欄に書かせていただいておりますとおり、京都府の砂防・治水・防災協会への負担金3万6,000円、木津川治水会への負担金3万1,000円、木津川上流直轄改修期成同盟会への負担金1万8,000円を計上させていただいております。

2目河川改良費、本年度予算額49万9,000円、こちらにつきましては内訳は若干変わっておりますが、トータルで前年度と同額となっております。

節の区分といたしまして、7節賃金、作業員賃金を16万7,000円計上させていただいております。13節委託料、こちらにつきましては東部区のほうにお願いをいたしております不動谷川の草刈り委託10万円でございます。14節使用料及び賃借料9万円、こちらは機械等の賃借料でございます。16節原材料費も、こちらにも修繕用の原材料費14万2,000円を計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

4項住宅費、1目住宅総務費、本年度予算額1万円、こちらにつきましては前年度と同額で普通旅費1万円を計上させていただいております。

2目住宅管理費、本年度予算額1,344万7,000円となっております。前年度と比較いたしますと490万3,000円の減少となっております。

節の内訳といたしましては、報酬4万4,000円、こちらにつきましては、住宅入居選考委員会の委員報酬4万4,000円を計上したもので、4名、2回程度の開催を見込んでおるところでございます。

7節賃金80万8,000円、こちらにつきましては住宅の修繕用、大工等の賃金を計上したものでございます。

11節需用費62万円でございますが、このうち重立ったものとしたしましては、修繕料として50万円を計上させていただいております。中身としたしましては、住宅内の建具等の小修繕に係る費用を見込んだものでございます。

13節委託料200万円、こちらにつきましては耐震診断の委託料200万円を計上させていただいたものでございます。

15節工事請負費900万円、こちらにつきましてはバリアフリー化工事500万円、こ

ちらにつきましては、中身としては浴室改修ということになってまいります。それと、あと維持修繕工事として100万円、こちらは住宅の空き家等の除草工事を考えております。あと、今年度新たにでございますが、空き家の除去工事といたしまして300万円を計上させていただいております、合計で工事請負費900万円となっております。

16節の原材料費につきましては、こちらも町営住宅の修繕用材料の原材料ということで80万円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金17万5,000円につきましては、町営住宅におけます地デジ工事の負担金2件分を見込んだものでございます。建設産業課のほうは以上でございます。

議長（杉岡義信君） この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時03分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題については3回ですので申し添えます。

質疑はありませんか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

予算書の32ページですけれども、町例規システム使用料が計上されています。以前から質問させていただいていますが、町のホームページにはまだ例規集のほうを掲載していないということで、町の例規集自体がまだ新しいものにしてきて差しかえていない。それが完了してからホームページ上には上げたいということ、以前説明を受けております。それで、本来は事前の聞き取りで平成27年度中には終わらせたいということだったけれども、平成28年度に何とかしたいということでお聞きをしているわけですが、今どのくらい差しかえが終わっているのかと、そういう状況をきちっとつかんでおられるのかお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成27年度に町のホームページが新しくなるぐらいのときに更新をしたいというのは、以前からお話をさせていただいていたんですけれども、町の例規集自体は今お手元にあると

おり、紙ベースでの差しかえをしております。

内容の確認ですけれども、そのままでもいいものもありますし、終了しているものもありますので、そこらの何%が進捗しているというところまではこちらでもつかんではないところではあるんですけども、各課それぞれ確認をしていただいております、できるだけ早い段階でということは常々思っているところなんです。いつというところ、以前からの答弁でも言っていましたように27年度中というところもあったんですけども、この感じでいくと28年度。業者のほうに委託している中では準備はしていただいておりますので、確認が終了できればそんなに何カ月もかからずにホームページから閲覧できる状態にはなるというところで整備はしていただいておりますので、確認が終了次第早い時期にさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私たち議員の仕事は、町の例規集を見ながら計算をしたり、それをもとにして仕事もしていますし、ぜひ新しいものに早い段階で変えていただきたいんですけども、しかし大分時間がたってまだ変わっていないということと、今も状況はつかんでおられないということで、なかなか進んでないように見えるんですけども、なかなか進まない理由というのはどのあたりにあるんでしょうか。普段の職員の仕事があり、なかなかその例規集の確認作業というのができていないのではないかというふうにも推察されるんですけども、ぜひ進捗状況もしっかりつかんで、やはりいつごろにはできそうだとすることもわからないと、ずるずるとこのまままた次の年度になるんじゃないかということもありますので、しっかり原因の把握と、どのぐらい今進んでいるかということはしっかりつかんでいただきたいということで、この点の質疑については終わらせていただきますけれども、ぜひ念を押してお願いをさせていただきます。

それから……

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） すみません。御質問いただいている途中で、すみません。

例規集につきましては、紙ベースのものは毎回議会が終わりました段階で更新しておりますので新しいものになっております。今、何がホームページにすぐ移行できないかというのは、改正のあったものについては順次紙ベースでも変えておりますので中身は更新している

んですけれども、例えば古い様式がそのまま残っていて、規則とか規定の分、条例については議会に提案させていただいて順次更新はしているんですけれども、要綱なり様式なりが最新のものに例規集、今紙ベースであるもの自体が更新されていないので、そこらの確認作業というところなんです。確認していただいているというところなんです。

もちろん条例については議会の議決をいただいてからの改正になりますので、そちらについては毎回議会が終わった時点で更新させていただいていますので、その分については内容が古いということはありません。言っていただいたように進捗状況つかむというところももちろんしておりますし、各課長のほうにおいても作業も進めていただいていると思っておりますので、実際、要綱とか規則についても次回の改正時にというところで、古い改正案からそれに基づいて順次の要綱とか改正されたものもこちらもいただいておりますので、いただいたものから順次中身については更新させていただいていますので、そこでちょっと御了解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

本来は、しかし平成27年度中が実際におくれたということもありますので、ぜひ再度しっかりやっていただきたいということで、この点についての質疑は終わらせていただきます。

それで、予算書の59ページなんですけれども、遊具点検委託料9万円が計上されています。これは笠置公園の遊具の点検というふうにお聞きしていますけれども、報道なんかでもブランコの目視点検の後、実際に切れて事故があったということが報道されるということがありました。

それで、笠置町におかれましてこの遊具の点検なんですけれども、目視だけの点検なのか、金属疲労などは機械などを使わないとわからないと思うんですけれども、そうした機械なども使用したしっかりとした点検になっているんでしょうか。その点、確認をしたいと思いません。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

遊具点検の件でございますが、今、目視によるもの、それから道具等を使いました点検を行っているところでございます。言われましたように機械ですとか、赤外線とかいうことにつきましては、現在の点検の内容には含まれておらないところなんですけれども、今、係のほう

とそういった形で中の腐食状況等わかるような点検というのが今行われているようで、あるようでございますので、今後そういったことも含めた点検を今検討しているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 向出です。

まず実際事故があったという事例もありますから、笠置町でしっかりと点検のほう、実質的に点検、安全を確保されるという点検内容になるようにこれからも努力していただきたいと思えます。

それで、75ページなんですけれども、笠置山線改良事業のことについてお尋ねをしたいと思えます。当初議会でも補正予算のところでも取り上げさせていただきましたけれども、今回はこの1,800万円と繰越金の7,300万を入れまして約9,100万円の事業費がついているということなんですけれども、説明では3年ほど、毎年5,000万ずつ進めて3年間で何とか終わらせたいという説明がありました。それで、今回この平成28年度については、最低限5,000万円分の事業は進めなければ3年間また厳しい、さらにおくれてくるんではないかと思うんですけれども、今の段階ではどれぐらいの事業、事業費としては計画をされているのでしょうか。お聞きをしたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございますが、先ほどおっしゃられた毎年5,000万円程度というお話につきましては、12月補正の段階で一旦平成27年度交付金が大幅に減額されたということで、減額させていただきました。その際に27年度、では事業費ベースで幾らついているんだという話の中で200万円程度でありますという御説明をさせていただきました。来年度以降も不安定なその交付金の中で、どのように事業を進めていくんだというような御質問に対しまして、私のほうは財政のほうとも相談いたしまして、この交付金がつかなかった場合であっても、何らか、かわる財源というものを確保しつつ、毎年5,000万円程度ずつぐらいは消化していきたいというふうな説明をさせていただいたということでございます。

今回につきましては、27年度の補正予算におきまして、先ほど議員おっしゃっていただきましたとおり、笠置山線事業費ベースで7,300万円追加の交付をいただけることになりました。それと、これは時期的にはっきり申し上げまして、今の時期7,300万円いた

だいても年度内に事業を終わらすということはもう困難でございますので、繰り越しをさせていただくということで、繰り越しの御承認もいただいたところでございます。その7, 300万円と今回当初で計上させていただいております1, 800万円合わせまして9, 100万円、これを28年度中に実施する見込み、見込みといえますか予定でございます。特にその繰り越し7, 300万円につきましては、あくまで27年度からの繰り越しということですので、これを28年度また29へ繰り越すことはできません。ですので28年度中、悪くても今回追加でいただきました7, 300万円というものは実施完了しなければ28年度中にならないということになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

これまでの経緯も何度も触れさせていただいているわけですが、実際10年以上たって完成していないと。保安林の解除などの問題もあり、早期に早期にという説明が以前の課長さんからもあり、実はおくらしているという状況もありますので、そしてこれ以上、平成29年度以降繰り越していけないお金でもあるということなので、9, 100万円分せっかくついていますから、きちっと事業を終わるように計画を立てていただきたいと思います。ですので、今の段階でそういうめど、しっかりそれはできるというめどはついているのでしょうか。再度ちょっと確認のためにお聞きをしたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、今現在笠置山線、平成26年度からの繰り越しを財源といたしまして800万円程度の工事を発注したところでございます。それが完了し次第でございます平成28年度の工事の設計、積算のほうに取りかかりまして、今おっしゃっていただいたとおり、繰り越しの分につきましては、28年度中に完了しなければ当然交付金の返還という事態も生じてまいりますので、間に合わせるように進めるという、見込みはどうかと言われますと、新年度に変わりましたら早期に積算のほうに着手しながら事業のほうを進めていく予定であるということをお答えさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

ぜひ、早期に積算もしていただいて、しっかり使い切れるような計画も早く立てていただいて、していただきたいと思います。これ笠置山のほうからの地元のほうからも要望出てい

と思うんですけれども、その声もしっかり受け止めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でこの点について質疑を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

38ページ、移住促進住宅整備事業、これは先ほどの説明で190万という予算上げられております。これは多分190万ということは1軒分ぐらいと思うんですけれども、これ、けさ私議長のほうから、この間の府のほうの事業の説明があつた資料をちょっと見せていただいたんですけれども、この府の事業の中で京住まい促進事業というものは上げられております。これも知事も大きくPRされておりますけれども、この中でこの移住支援の中でU I Jということをやつておるんですけれども、これ今までは移住促進条例というのがあつて、多分Iターンだけということになっていたと思うんですけれども、私が以前から要望しているUターンも入っているというように書かれておりますけれども、笠置町の条例のほうは以前からUターンも追加してくれ言つていますけれども、それ今どうなつているんですか。

それと、この190万というのはUターンは含まない今までどおりのIターンだけの予算を立てられたのか、その辺聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） この190万につきましては、前年度の条例等の中で1戸分計上します。それと、京都府の移住促進住宅の補助金に関しましても今京都府の方から若干条例改正、要綱の改正もあるというふうなことを聞いていますし、そういった中で、当町のほうも今後総合戦略にもUターン等もうたっていますので、そういったところからももう一度見直し等していきたいと考えておりますし、また当初頭出しという言い方はおかしいんですけれども、1戸分しか見ていないんですけれども、例えば2軒、3軒がありましたらそのときは補正でお願いしたいと、かように思つています。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 一応、府とやっぱり何でも事業の連携をとつていかなあかんということは前から言つていますんで、府がこういうふうにして走つているんやから、それにのつとつて町のほうも即そういうふうにして持つていってもらわないとあかんと思うんですわ。そういうことで、これ1軒分しか見てないというのは、前回の議会でも言うたけれども、今移住促進は北部区で3軒あつて、その次は南部区で1軒ある予定やということだったんですね。27年度。そして28年度は今のところは1軒分ぐらいしか見る実績が上がつてないんです

か。今の移住促進のほうの空き家対策等もやられておりますけれども、その辺の見通しは今のところはないんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 28年度の見込みということで、まだ確定等はしてないんですけれども、1件御相談、今現在いただいております。それで、もしその方が移住するということになってきたら、28年度になろうかと思えます。今は1件相談を受けているといった状況でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） よろしく、府のほうとよく連携をとってUターンも必ず入れてもらうようにお願いします。

それから次に、55ページ。笠置会館の耐震工事、これ一応耐震工事請負費のほうで5,500万、それから耐震補強改修及び大規模修繕の工事設計管理、これで216万という予算上げておられますけれども、これはいいんですけれども、この発注はどこでやられるんですか。これ一応説明は人権課長のほうでやっているけれども、工事発注とかいうのは建設課のほうでやるんですか。その辺どうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 設計のほうもうちから発注しましたし、実施もうちで行います。

入札に関しましては、うちのほうの入札業者選定の委員会がございますので、そちらのほうにかけまして業者を決めていくと、それに対してうちが入札を行うという形になります。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 一応、人権啓発課のほうでやるということやな。それでええんかな。

何でちょっと心配するのは、東部連合のクリーンセンターの問題なんですけれども、あれも工事設計施工も請負でやっていたわけです。全部お任せです、言うたら。せやけど、工事の発注したら検収します。この検収というのは発注元が検収するわけでしょう。その工事がちゃんと仕様書どおりにうまいこといつているかどうかという検収をするのに、それ人権のほうでできるんですか、その工事の検収というものを。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） お答えします。

今、建築のほうなんですけれども、建設課においても土木工事等の設計の指針というか、ああいうものがあるんですけれども、建築工事については現に建設課にしても素人の状態な

んでございます。ただ、私も以前建設課長もしておりましたので、たまたまですがその設計監理業務はコンサルに委託しているんですが、それに対して確認等の作業は全て私ができるというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。今の場合は課長が元建設の経験があるからできるということやけども、本来こういうのは、予算どりはそこでしてもらっていいけれども、この発注とかいうのはやはりそういう技術的な知識のある建設課で発注してやるというほうがいいのと違うかなと思うんですけども、町長その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） いろいろそれぞれの課において工事発注がこれから上がってこようかとも思います。しかし、工事の入札等につきましても、やはり町のいわゆる条例なり、規則なりの中においてきちっとやっていかれるべきであろうと思います。それぞれの課において、それぞれの専門分野において、入札されるのがベターではないかなと思うんですが、今回の入札においても、私は人権啓発課の中で責任を持って入札をされるのがいいのではないかなとそんなふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。

今回の場合、課長が元経験者であるということではいけるかなと思うんですけど、本来はやはり、そういう専門的なところの課がやって、そうでないとこれ、工事の検収なんかできないと思うんですよ。これ検収したするともうそれは、その工事は認めたということになるんですよ。一番いい例がクリーンセンターの問題なんですよ。それで何十年も裁判やっとなるわけですよ、これ。そやから、そういう面もちょっと考えてもらったほうがいいと私は思います。要望しておきます。

それから、次移ります。

先ほど向出議員が発注しました笠置山線の改良工事、これわかりました。この間、補正の7, 300万もわかりました。ところがこの今年度の1, 800万、これの工事内容はどういう内容なんですか、教えてください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの西岡議員の御質問でございますが、繰り越しの分とそれから28年度当初上げている分とで工事内容を分けているわけではございません。先日

も御説明させていただきましたとおり、今現在残っている箇所というのはゴルフ場側、手前側の山を切ってその土を谷側へ持って行って盛り土するという、そういう一連の流れでございますので、繰り越し分とそれから現年度分につきましてもまだ要望段階ですので、4月になってどれぐらいついてくるかというところがあるんでございますが、その辺を合わせまして2本ぐらいの工事に分けて発注したいというように考えておるということでございまして、年度ごとの予算といいますか配分に応じて、こういった内容をやるという事で分けているものではないということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） それは、わかっていますけれども。ということは、28年度に使える予算としては、この間の補正の7,300万とプラスこれだけですね。それで7,300万は7,300万の要求をしていたんやから、そのどういう仕事でこれだけかかりますということをお願いしてははずやな。そやから、今回この1,800万というのは、あと足らん部分をやる分を1,800万見たということですよ、これ要求出しているということは。そやから、全体的の90メートル言わはったんか、あと残っているのが。それ全部をやれる金が、これとまぜて9,600万になるということの考えでいいんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたしました。

ただいまの質問でございしますが、今現在予定しておりますのは、先ほども申し上げましたみたいに、まず道路の切り盛りをして、道路本体をつくっていくということで、あとそれができあがりましたら最終的に道路の舗装でありますとか、ガードレール等の道路附属物というものがついてくるということになります。今回、予算上計上させていただいております27年のその繰り越し分の7,800万円と、それから28年度新規で要望しております1,800万円、この部分で何とか道路を接続するということまでもっていけるんじゃないかというように考えておるところでございします。残りの部分につきましては、附属してくる舗装なり、水路も含めてでございしますが、道路の保護施設等、そういったもので最終的にあと何とか3カ年程度で終わればというふうに考えておるところでございします。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

わかりました。そういうことで、早いことできるようにお願いしておきます。

それから次は77ページ、バリアフリー化工事。これなんか浴室の改修とかいう説明あり

ましたけれども、これ住宅の何カ所やられるのか。それから空き家除去工事、これも何軒除去されるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問でございますが、本年度28年度当初予算で計上させていただいておりますバリアフリー化工事、浴室改修でございますが、こちらにつきましては有市住宅で3軒分を予定しております。空き家除去につきましては奥田住宅の1戸を予定しておるといところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。

有市住宅のこれは3軒だけをやると。ほかまだ、今後やっていくんでしょう。これ3軒だけで終わりか。3軒だけやる理由と、それとこの間の過疎計画とか、それから3年前にやった総合計画、ああいうところでもその住宅の改修とか、それから住宅の建設とかいうことを計画に上げておられるけれども、そういう計画にのっってこの除去の軒数、1軒とかいうのをやっておられるのか、その辺どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問でございますが、3軒だけということではなく27年度の繰り越しの中でも3軒分含めておまして、有市住宅で28年度に繰り越し分と合わせて6軒をやらせていただく予定をしております。これにつきましては、以前から何度か出ております公営住宅の長寿命化計画、それに基づきましていろいろ今後の町営住宅、どうしていけばいいかという中で、今後その耐震診断なり、改修なり行っていける部分につきましては、有市住宅のみになってくるという中で順次有市住宅につきましてはそういった改修、そのほかのところにつきましては、新たな町営住宅の建設等も含めて、今後検討していくことになるかと思っております。その軒数につきましては、国のほうの交付金を財源としております関係で、その中でできる範囲ということで設定しておるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。

最後に過疎計画とかそういうものを立てておられますので、この間の委員会でも要望しましたけれども、実施計画というものをちゃんと立てていただいてやっていってもらうように

お願いをしておきまして、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

地方創生ということで、総合戦略を策定されましたけれども、その中でいわゆる通学費の補助を掲げておられるということで確認をしていますけれども、ところがその計画の中身については、年次計画ということで、具体化は9月か10月ごろと。この地方創生にかかわって、交付金がまたさらにおりてくるものがまだ確定していないというところで、交付金がついてから具体化を進めたいということをお聞きしていますけれども、通学費補助は目玉の政策でもあると以前の議会でも答弁を受けております。それで、できれば通学費補助というのはもう戦略の中では掲げておられますし、前倒しをして早期の実施を求めたいと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

御質問にお答えさせていただきます。

以前からも御説明させていただいていますように、総合戦略については1月末で策定はしました。主な事業にもおっしゃったような事業もいろいろ掲げておりますが、今後前倒しというところはまだ考えておりませんが、今後年次計画を立てた中で、どれ、どこが、どの事業を先に持っていくかとかいうのを考えたいと思いますので、今前倒しして実施しますというお答えはちょっとできかねます。時期的なこともやはり新年度始まって、要綱の整備とかもございまして、年次計画も各課のほうとも調整しながら立てていきたいと思いますので、やはり9月ぐらいになるのではないかと考えておりますので、ここらは御了承いただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

総合戦略には既に掲げておられるということと、今の段階でもう2月ということで、それが9月となれば6カ月後ということになりますので、やはり早期に実施することで子育てに力を入れていると、笠置町が。そういうアピールにもなるんじゃないかと思っておりますので、ぜひちょっと早めるようにできる限り努力していただいて、検討していただきたいと。今実際にお子さんを持っておられる方にも家計上助かりますし、ぜひその点も念頭に置いて強く要望しておきたいと思っております。以上で終わります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口でございます。

予算の概要について、質問いたします。

まず初めに、平成27年度の予算を見てみますと初回の予算が12億6,400万円でした。1回目の補正で4,400万がつき、2回目の補正で2,500万がつき、3回目の補正で5,300万円ほどの減額になりました。しかし、4回目の補正では1億9,300万の増加になっております。それで27年度はまず2億1,000万の補正がついて、率にして約16.6%の増額になりました。それで、例年この程度の補正がついておるのか。これが適正な補正の額であるのか。その辺を一番詳しい参与のほうからお答え願いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま瀧口議員のほうから予算の組み方、また数値等について適正な補正額かどうかという質問をいただきました。

まず、予算の組み方としまして、いろいろ今まで各議員さんから話はいただいております。まず、当初予算を組むに当たってどこの市町村でも平成28年度の予算でございましたら27年の11月、12月、遅くとも12月を目途に立てております。そのときの予算の立て方としていろいろ考え方はございます。まずは歳入から考えていくのか、歳出から考えていくのか、そういういろいろ考え方がございます。

笠置町の場合、まず考えていく必要があるというのは自主財源が乏しい中で、果たして国の地財計画はどうか、要は地方交付税がどうなるかというのをある一定11月ぐらいには出ませんけれども、見越した中で、今年度でしたら27年度とそんなに変わらないとなれば、それぐらいの数値を見た中で歳出ベースを考えていくというのは一つの方法であるかと思っております。ただ、笠置町の場合、義務的な経費、要は経常的な経費がほとんど占めておりますので、普通建設事業等につきましては当然国の補助金、地方債等を充てながら考えていく必要がございます。まず、当初予算の立て方はそのような考え方でさせていただいております。

次に、補正予算でございます。この補正予算につきましては、当然住民やまた各区、また各種団体等々の要望も踏まえた中で、6月から3月議会までの中でそれぞれ増減をしていきます。ただ、それだけではなしに内部的な部分でいえば、今当初予算で組んだ予算が執行率どうなのかという部分で、当初よりちょっと事務量が減ったとなれば不用額が出ますので、

その辺は減額をしていく。多分これは12月、3月ぐらいに最終的な帳尻を合わせていくということでございます。

最後に数字的なことは今瀧口議員のほうから出ました。まずこれは外部的な要因が非常に大きく影響します。例えば、先ほど来話出ております笠置山線の改良工事、これが社会資本整備交付金が補正予算で、補助金ベースで4,000万ぐらいついたということは、事業費ベースでいえば約1億近く7,000万ぐらいの事業費を上げなければならない。これで笠置町の予算の10%近くがいつている。

それともう一点が、先ほど申しあげました交付税でもいろいろ考え方がございまして、当初より約3,000万ほど多く27年度はあった中で、財調基金等へ積み立てをさせていただいた。その額が約1億を積み増した。3,000万を減債基金、7,000万を財政調整基金に積みましていただいた。これで1億です。それと先ほどの7,000万合わせて1億7,000万。瀧口議員がおっしゃった2億ほとんどそういう部分で、外部的な要因がほとんどを占めているということでございます。ただ、内部的な要因で言いましたら、当然大きな突発的な事業が先ほど向出議員のほうからありました。例えば地方創生でも、今後単独的な部分でのやらなければならないという必要性が生じたときには当然そういう部分は内部的な要因として基金の取り崩し等を行った中での対応もしていかななければならない。そういう部分を全体的に総務財政課のほうで各課からの要望をまとめさせていただいた中で、6月、9月、12月、3月に議会へ予算を提案させていただいているということでございます。非常にちょっと専門的な言葉等を出して理解をしていただけたかどうかわかりませんが、もし何かありましたら、また聞いていただいたら総務財政課長のほうでもお答えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） ありがとうございます。一応内訳はわかったんですけども、私が質問した内容の中で、率と金額は例年こんなものなのか、これで適正なのかということも質問したはずなんで、その点についてお答えいただきたい。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） すみません。

先ほどいろいろ申しあげました中に答えは入っていると思うんですけども、これと違って決まった額、率等はございません。よって、国の補正予算に伴いまして当然各市町村が増額するとなった場合、率も上がります。逆にいえば、国の補正予算がないとすれば、さほど

大きな補正予算は組めないであろうということで、上限、例えば当初予算額の30%が上限ですよとか、3億ぐらいが上限ですよとか、そういうのは一切ございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 上限がない、幾らになるかわからん、補正予算はわからんということでございましたね。わかりました。

それで、今回も12億5,000万ほどの予算ですけれども、このうちで歳入の部で、地方交付税、国庫支出金、府支出金の割合が66%8億2,000万ほどになるわけですね。これで、歳入の66%になるわけですけれども、28年度に新たな事業、また災害なりが起こったときに、補正を組んでいただくときに、補正の内訳を見てみるとほとんどの部分が地方交付税で賄われております。国庫支出金と府支出金は非常に少ない。また、町からの繰入金というのも大概少ないものでございます。この点につきまして、28年度では地方交付税、これの支出いただく側に回ったときには、恐らく次の町長さんが努力なさると思いますが、それに関して、来年度の補正予算の交付税に関して、どうですかね、財政課長、補正組んだときにももらえるような自信はございますか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 今瀧口議員のほうから、補正予算に伴う財源のことをおっしゃっているというぐあいに解釈させていただいたわけでございます。

まず、先ほど申し上げましたとおり、当初予算を組むのがどうしても前年のときに組みます。それによって交付税というのはまだ国の地財計画というのが出ておりません。今、当初予算で5億500万が普通交付税で1億3,500万が特別交付税を見ていると思います。多分、財源留保は三、四千万あるでしょう。要はお金は残っているでしょう。交付税というのは、7月に本算定されまして、それで1年間の額が決まります。そのときに例えば、笠置町の普通交付税が5億4,000万とついた場合、予算で5億500万見立てたとしたら3,500万が財源留保できているわけでございます。よって、それを9月、12月の予算のときに財源が足らん、当然ないときはそれを潰していくという考え方。

それともう一点が、たしか今の当初予算の繰越金は100万も見えていなかったと思いますけれども、27年度の決算を打ったときに多分、毎年ですけれども2,000万、3,000万ぐらいの実質収支額が出ます。要は歳入差し引き2,000万出たとした場合、財調基金へ積むのが半分で約1,000万、そうすれば1,000万が残ってそれが翌年度

の財源になるということは、28年度の財源になりますので約1,000万は財源留保できているであろうと、例えば。そうするならば、あくまで例えの話ですけれども4,000万ぐらいの財源留保はできているという考え方の中で、これから新規事業、例えば出てきた場合はその一般財源としてそれを充て、また起債等を充てた中で対応をしている。それを最終的に、通常でしたら3月議会ですけれども、見たときに、トータルでまだ財源留保ができていない、大きな事業がなかったとしてできているとなった場合、それを歳入のほうで積んで、それを基金のほうに積み立てる、これがことし2月補正でやらせていただいたわけなんです。ということは、こういう言い方したら語弊あるかわかりませんが、よく金を持ち過ぎていたかなというのは、はっきり言うてあります。もうちょっとこう、何か事業があったのかなと、後でこれは反省ですけれども。それとやっぱり、それぞれの職員が経費を切り詰めた中での不用額等も出てきた結果であろうかなと思います。補正予算の財源については、一般財源の考え方はそれで、あとは当然事業をやることに特定財源がついてきたときには、国や府の支出金を予算へ計上させていただいていると、そういうことでございます。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 田中参与の説明で第4回の補正1億9,000万の大体の概要はわかりました。今後ともまた勉強させてください。どうもありがとうございました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第8号、平成28年度笠置町一般会計予算の件について反対討論を行います。

安倍政権は、この間消費税増税や介護保険料の引き上げなど住民の直接の負担増となる施策を実行してきました。また、さらなる消費税増税や社会保障の削減も進めようとしています。

当町においても消費税増税を理由とした水道料金の引き上げや介護保険料の引き上げなど、住民の負担をふやす施策を進めてきました。また、財政難を理由とした鉄道運賃の補助や老人手当の削減も実行し、さらに町単独の福祉事業も見直しを進める方向を打ち出しています。

当町がすべきことは、国の悪政にきっぱり反対をして、国からの財政支援を求めて住民福祉の向上を図ることであり、国の悪政から住民の暮らしを守ることです。

しかし、当町のこれまでの姿勢は、国の悪政の言いなりに住民に負担を押しつけ、住民の福祉向上という自治体の役割を投げ捨てているものと言わざるを得ません。本予算においても、国保税の引き下げなど住民負担の軽減を図ることなど、これまでの住民福祉の削減、住民の負担増を抜本的に改める姿勢が見られません。

当町が国の悪政から暮らしを守り住民福祉を守るという本来の役割を発揮するよう求め、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第8号、平成28年度笠置町一般会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第8号、平成28年度笠置町一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 0時58分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

平成28年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億7,281万4,000円を計上いたしております。

主な歳入につきましては、保険税が3,583万8,000円、国庫支出金が6,075万円、前期高齢者交付金が5,215万5,000円、共同事業交付金が

6, 207万9, 000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で1億7, 065万4, 000円、後期高齢者支援金等で2, 510万5, 000円、共同事業拠出金で5, 915万8, 000円を計上いたしております。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。なお、一部説明を省略させていただくところがございますが、あらかじめ御了承ください。

9ページをごらんください。

初めに、1款国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税では、対前年50万4, 000円の減で、3, 379万1, 000円を計上しております。前年度と比べましても被保険者数の大きな開きはありませんが、各世帯の所得階層の構成等によりましてあらわれた減額であると思われまいます。ちなみに、本年1月末現在の被保険者数は434名でございます。

次に、退職被保険者等国民健康保険税では、退職被保険者から一般被保険者に移行された方が数名おられたことや、退職医療制度の経過措置の終了に伴うなど、被保険者の減少によりまして、対前年で60万2, 000円の減、204万7, 000円を計上しております。退職者被保険者数は本年1月末で24名でございます。

続きまして、10ページです。

下段以降、3款国庫支出金、国庫負担金でございます。療養給付費等負担金では、歳出における療養給付費に対しましての公費負担分を計上しているところでございます。対前年で110万4, 000円の増で4, 483万円を計上しております。次の高額医療費共同事業負担金は、1件当たり80万円を超える高額医療費に対し公費負担がございまして、国で4分の1、府で4分の1ということで、国庫分としては296万4, 000円を計上しております。次の特定健康診査等負担金は18万2, 000円を計上しており、対象事業費見込み額を国と府でそれぞれ3分の1の補助となっております。なお、府の負担分につきましては、後の府支出金のところで出てくるところでございます。

次に、11ページです。

国庫補助金財政調整交付金でございます。これもさきの国庫負担金と同様に、療養給付の9%を交付金として見ておりまして、対前年103万3,000円の増で1,277万4,000円を計上しております。

4款療養給付費交付金につきましては、退職者医療に対して交付される交付金でございます。対前年231万円の減で632万9,000円を計上しています。ここでの減少は、さきにも御説明いたしましたとおり、退職被保険者の減少によるものと推測されます。

5款前期高齢者交付金では、65歳から74歳までの被保険者の医療費の偏在を補正するための交付金でございます。この年代の国保被保険者としても非常に比率が高く、医療費の変動が激しく、非常に試算しづらいところではございますが、昨年度までの医療費の平準化傾向もあってか、対前年1,105万3,000円の減で、5,215万5,000円の計上となっております。

次に、6款府支出金、高額医療費共同事業負担金並びに特定健康診査等負担金は、さきの国庫支出金と同額を計上しております。

続いて、12ページをお願いします。

続いて、府支出金、府補助金、財政調整交付金につきましても、国庫同様に療養給付費の9%を交付金として見ておりまして、対前年364万3,000円の増で1,277万3,000円を計上しています。

続いて、8款共同事業交付金でございます。これは、前年度の交付見込み額に医療費伸び率105%を乗じまして計上しております。高額医療費共同事業交付金は、80万円以上の高額医療にかかわる連合会経由の交付金でありまして、対前年100万6,000円の減で714万7,000円を計上しています。また、次の保険財政共同安定化事業交付金では、これまで1件30万円以上とされていた医療費が全ての医療を対象とされたことによりまして、対前年で487万9,000円の増で、5,493万2,000円を計上しています。

それから、歳入では最後となりますが、9款繰入金、一般会計繰入金は、トータル対前年168万4,000円の増で、1,330万9,000円を計上しているところでございます。

続いて、歳出について御説明いたします。

15ページをごらんください。

1款総務費、総務管理費、一般管理費でございます。

主な事業といたしましては、18節備品購入費で、60万円を計上しております。これは、

国保総合システムの機器利用端末の更新費でございます。27年度の機器更新が延期されましたので減額させていただいたものを、再度計上させていただくものでございます。

次に、16ページです。

2款保険給付費でございますが、療養諸費のトータルとしまして、一番下に計として、対前年126万8,000円の減で1億5,171万円を計上しております。今回の減額は退職被保険者にかかわるもので、一般被保険者についての保険給付費は毎年変動が激しいため、3カ年平均に医療費の伸び率を乗じて算出しておりますが、算出額が前年度額を下回ったため、最近の保険給付費の上昇傾向を考慮いたしまして、前年度と同額としたところでございます。

続いて、17ページです。

高額療養費でございますが、これにつきましても、医療費の上昇傾向を考慮いたしまして、前年と同額で、トータルの1,780万2,000円を計上するものでございます。

次に、下段の出産育児諸費、出産育児一時金では、42万円の2名分を見込み、84万を計上しています。

次に、18ページです。

葬祭諸費、葬祭費では、1件3万円の10名分を見ているところでございます。30万円を計上しておるところでございます。

続きまして、3款後期高齢者支援金等でございます。これは、後期高齢者医療の一部を現役世代が負担する額として、トータルで2,510万5,000円を、4款前期高齢者納付金等は、先ほど説明いたしました医療費の偏在を補正するための納付金で、前年度と同額の5万5,000円を計上しています。

19ページに移ります。

中段、6款介護納付金は、現役世代が負担する介護負担分として納めることとなっております。3カ年平均値で推移して1,182万円を計上しているところでございます。

次に、7款共同事業拠出金でございますが、これも前年度交付見込み額に医療費伸び率等を乗じまして算出しております。高額医療費共同事業医療費拠出金は、対前年で230万8,000円の増で、1,185万8,000円を計上しています。また、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、対前年で522万2,000円の増、4,729万1,000円を計上しております。これは歳入でも御説明いたしましたが、保険財政共同安定化事業が、1件当たり80万円の高額医療に該当するまでの全ての医療が対象とされたこ

とから、交付金の増加に伴い、拠出金におきましても増加しておるところでございます。

20ページにまいります。

8款、保健施設費、保健衛生普及費でございます。ここでは、40歳から75歳までの人間ドックを助成しております。委託料で120万2,000円を計上しています。

次に、特定健康診査等事業費につきましても、集団検診、個別検診等の費用を約90名分見込み、13節委託料で、前年度同額の64万6,000円を計上させていただいているところです。

最後に、9款基金積立金以降につきましては、前年度と同額を計上しております。

以上、歳入歳出の総額は、それぞれ2億7,281万4,000円となります。以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について、反対討論を行います。

国が消費税増税や社会保障削減を進める中で、暮らしは大変苦しくなっています。高過ぎる国保料、税は、全国的にも大変問題となっています。1984年度には、国保財政に対する国庫負担割合は2分の1ほどでしたが、現在では4分の1ほどに落ちています。国に対し、国保財政への支援を求めるべきです。

当町における国保税は、所得割では医療給付分、後期高齢者医療支援分、介護分の3つで、所得金額の9.4%と、約1割の負担率となっています。低所得者の方には軽減措置がありますが、例えば年金収入が月10万円という方でも、1人当たりに係る均等割や、世帯当たりに係る平等割が国保税として徴収されます。その上、病院にかかれば窓口でも負担が求められます。これほどの収入の方からも徴収すること自体、大変な問題です。

高過ぎる国保税の引き下げと、安心の医療の自立を求め、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第9号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計予算の件の提案理由を御説明申し上げます。

平成28年度予算額は5,837万4,000円を計上いたしております。

主な歳入につきましては、使用料が3,269万円、一般会計からの繰入金2,385万7,000円でございます。歳出の主なものは、一般管理費で847万5,000円、簡易水道施設費の賃金で202万5,000円、需用費で739万5,000円、役務費で110万8,000円、委託料で906万7,000円となっており、また、公債費では元金、利子を合わせて2,689万1,000円でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきますようお願いいたします。

まず、歳入の部から御説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金でございますが、こちらにつきましては、前年度と同様、給水工事分担金といたしまして、笠置簡水での1件分、20万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生費使用料でございますが、本年度予算額3,269万円となっております。節の区分といたしまして、まず、現年度使用

料でございますが、基本料金で1, 107万3, 000円、超過料金で2, 151万7, 000円、合わせまして3, 259万円の歳入を見込んでおるところでございます。2節滞納分でございますが、こちらにつきましては、前年度と同額、10万円を計上いたしております。

続きまして、2項手数料でございます。1目衛生費手数料といたしまして、こちらも前年度と同額で1万7, 000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、給水工事新設等の際の検査手数料1件分2, 000円と、指定工事業者の登録の場合の給水工事事業者手数料1万5, 000円、これも1件分でございます。合わせまして1万7, 000円を計上させていただいております。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金でございますが、こちらにつきましては、財政調整基金の利子並びに減債基金の預金利子を合わせまして3, 000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額2, 385万7, 000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、起債償還財源といたしまして、基準内繰り入れ分といたしまして1, 466万6, 000円、それと、記載償還財源の補填分といたしまして897万1, 000円、こちらにつきましては、基準外の繰入金となるものでございまして、資本的収支の不足分を補うものでございます。あと、児童手当分といたしまして22万円、こちらにつきましては、基準内の繰入金という扱いになります。合計で2, 385万7, 000円の一般会計繰入金を計上させていただいております。

続きまして、2項基金繰入金、1目減債基金繰入金でございますが、こちらにつきましても、前年度と同様に150万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、飛鳥路飲料水供給施設の起債元金の償還財源として取り崩しを行うものでございます。

続きまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、こちらにつきましても前年度と同様に、前年度からの繰越金10万円を計上させていただいております。

続きまして、6款諸収入、1項預金利子、1目預金利子でございますが、預金利子といたしまして2, 000円を計上させていただいております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。本年度予算額847万

5,000円となっております。人件費につきましては、職員1名分を計上させていただいております。それ以外につきましては、前年度と同額を計上させていただいております。

まず、9節の旅費といたしまして、普通旅費で5,000円、11節需用費で、消耗品費並びに燃料費といった経常経費的なものを1万円計上させていただいております。19節の負担金補助及び交付金では、相楽郡の公共料金暴力対策協議会の会費6,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費、本年度予算額2,290万8,000円となっております。節の区分といたしましては、7節賃金で202万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、昨年度と比べまして100万ほど増額させていただいております。内訳といたしましては、漏水事故等があった場合の維持補修賃金といたしまして33万8,000円、そのほか、休日・祭日等の浄水場施設の見回り等アルバイト賃金並びに水道施設の除草作業等アルバイト賃金といたしまして168万7,000円を計上させていただきまして、合計202万5,000円の計上とさせていただいております。

9節旅費では、普通旅費1万1,000円を計上させていただいております。

11節需用費739万5,000円でございますが、主な内訳といたしましては、消耗品費で81万7,000円、こちらにつきましては、各浄水場のほうで使います浄水薬品等の購入費用、燃料費といたしまして35万4,000円、こちらは公用車や草刈り機等の燃料でございます。あと光熱水費で425万5,000円でございますが、こちら、主なものといたしましては、各浄水場等の電気代でございます。あと、修繕料といたしまして130万3,000円、こちらにつきましては、浄水装置の小修繕を見込んだものでございます。あと、メーター修理といたしまして、水道メーター本体の修理でございますが、38万1,000円、これにつきましては、約96個のメーター修理を予定しております。

続きまして、12節役務費、110万8,000円でございます。こちら主な内訳といたしましては、通信運搬費として計上させていただいております96万4,000円でございますが、こちらにつきましては、遠隔監視装置、テレメーターの専用回線使用料並びに各施設の電話代でございます。

次に、13節の委託料でございますが、906万7,000円を計上させていただいております。こちらにも主な内訳を御説明させていただきますと、まず水質検査で317万8,000円、それと、急速濾過機の保守点検、こちら笠置浄水場でございますが、337万5,000円を計上させていただいております。

次のページにまいりまして、浄水装置保守ということで72万9,000円、こちらにつきましては、有市浄水場、東部浄水場に設置しております浄水装置の保守点検業務でございます。あと、減圧弁及び安全弁保守点検業務、こちらにつきましては、笠置簡易水道で実施する予定のものであり、52万5,000円を計上させていただいております。水道メーター検針として70万6,000円、こちらにつきましても引き続き募集はしておりますが、今のところ応募はないといった状況でございますが、引き続き応募していただくのを待っておるといことで、計上させていただいております。POT用PCシステム保守38万9,000円、こちらは、この水道メーターの検針に使用装置のほうでございまして、検針データを機械のほうに取り込み、水道料金調定等を行うシステムの保守費用でございます。

次に、14節使用料及び賃借料でございます。43万6,000円計上させていただいております。内訳といたしましては、土地使用料13万6,000円、これは配水池並びに管路を使用させていただいております土地使用料ということで11件分、それに修理用機械の借り上げ料30万円を加えまして43万6,000円の計上となっております。

15節工事請負費30万円、こちらにつきましては、維持補修工事といたしまして、漏水事故等応急的なものに対応するため計上させていただいております。

16節原材料費、こちらは修繕材料40万円を計上させていただいております。

18節の備品購入費1万4,000円、こちらは予備分といたしまして、20ミリのメーター3個を新規購入する予定でございます。

23節償還金利子及び割引料、こちらにつきましては、過誤納付等があった場合の水道料金の還付金ということで5,000円を計上させていただいております。

25節の積立金につきましては、財政調整基金及び減債基金の利子の積立金ということで、合わせまして3,000円の計上でございます。

27節の公課費につきましては214万4,000円の計上となっておりますが、そのうち211万2,000円につきましては、平成27年度課税期間分に係ります消費税及び地

方消費税を計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款公債費、1項公債費、1目元金でございますが、本年度予算額で2,205万3,000円となっております。こちらにつきましては、長期債の元金でございます。同じく2目の利子、本年度予算額483万8,000円、こちらにつきましては長期債の利子の償還分でございます。

最後になりましたが、4款予備費、1項予備費、1目予備費ということで、前年度と同額、10万円を計上させていただいておるところでございます。

簡易水道特別会計につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計予算の件について反対討論を行います。

国は来年4月から消費税を10%に引き上げようとしています。一部について消費税率を据え置くいわゆる軽減税率を適用しても、1人当たり2万7,000円程度、1世帯当たり6万2,000円程度の負担増になることが国会でも明らかにされています。当町でも消費税8%への増税分については水道料金の引き上げをしました。

消費税は低所得者ほど負担が重くなり、また景気を冷え込ませるなど、大変問題がある税金です。また、消費税は社会保障のためという議論もありますが、年金でも介護でも社会保障は削減されてきたというのが実態です。住民の負担ばかりふえ、景気を落ち込ませ、社会保障は削減される、こうした消費税増税が本当に必要でしょうか。

日本共産党は、大企業やお金持ちの方にその能力に応じた負担を求めれば、消費税に頼らなくても社会保障を充実する財源をつくれると提案をしています。300兆円以上もため込み金のある大企業や、所得3,000万円を超える富裕層、お金持ちの方に負担を求めれば財源はつくれます。当町がすべきことは、消費税増税分を住民に負担させることなく、国に対して税制の抜本的な見直しと、消費税増税中止を求めることです。以上を反対の理由

として、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第10号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計予算の件の提案理由を御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ2億5,597万8,000円を計上し、対前年では1,284万8,000円の増額、5.3%の増加率となっております。

主な提案内容は、歳出の保険給付費で、前年で1,346万2,000円の増額、率では5.8%の増加に伴い、歳入では、特定財源の国庫支出金では、対前年327万6,000円増額の6,074万4,000円、支払い基金交付金で355万3,000円の増額6,936万3,000円、府支出金で173万4,000円増額の3,705万7,000円を計上しております。26年度決算では、実質単年度収支で赤字となっております。保険給付費総額の伸びにつきましては、対25年度決算で約1,900万円の増額、対前年108.7%の伸びを示しています。

今後につきましても、給付費の増加が見込まれる中、より一層保険料収納率の向上、保険給付の適正化に努めてまいります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計予算の件の御説明を申し上げます。  
議案書の8ページの歳入のほうからお願いいたします。

まず、保険料でございます。

保険料につきましては、対前年で405万6,000円減の4,579万6,000円というふうな計上額になっております。この対前年なんですけれども、27年度については、保険料が3年に一度改定されていまして、27年度当初予算におきましては、なかなかその時点では決定しておりませんでしたので、多少高額に見過ぎた感がございます。見込み誤差ということで、よろしく御了承をお願いしたいということでございます。

そのうち、節の内訳につきましては、現年度の特別徴収保険料、いわゆる年金から引かせていただく保険料につきましては4,274万6,000円、それから、2節の現年度分普通徴収保険料、納付書とか口座振替でお願いしている分につきましては285万円、それから、3節の滞納繰越分につきましては20万円を見込んだ額となっております。

それから、3款国庫支出金でございます。これは給付費の一定割合でございますので、詳しい説明は省略させていただきます。国庫支出金国庫負担金で4,411万7,000円、給付費の約2割を占めてございます。それから、その次の国庫支出金国庫補助金、まず調整交付金でございますが、給付費の約1割弱を占めていまして1,482万1,000円、それから、2目の地域支援事業交付金、それから3目の地域支援事業交付金、これは、介護予防事業と包括的支援事業ということで分かれておりますが、約3割から4割給付費の割合を占めておりまして、それぞれ18万3,000円、162万3,000円というふうな予算計上。国庫補助金計では1,662万7,000円を占めてございます。

それから、次の支払金交付金でございますが、これは国保でも御説明がありましたが、40歳以上の現役世代をこの支払基金交付金から介護のほうも受けてございます。給付費の約3割分をこのところで見させていただいております6,936万3,000円。

次に、府の支出金でございます。府の支出金の府の負担金につきましては、給付費の約2割を占めていまして3,615万5,000円を計上してございます。それから、次の府支出金の府補助金につきましては、約1割から2割を占めてございます。次のページの計で90万2,000円というふうな計上額とさせていただきます。

それから最後、7款の繰入金、主な歳入の繰入金でございます。一般会計繰入金で1目介護給付費繰入金、それから2目の地域支援事業繰入金、3目も含めてでございますが、これは法定繰入金額でございます。給付費の約1割から2割を占めてございます。それから、4目のその他一般会計繰入金につきましては、事務費を100%繰り入れさせていただいております。それから、5目の低所得者保険料低減繰入金につきましては、27年度の保険料

改定におきまして、低所得者、第一段階の方でございますが、その方につきましては、やはり高い保険料につきまして、より負担が高いただろうということで、特別軽減が国庫補助事業でされております。当然、町も加算して上乘せしているわけでございますが、その繰入金50万1,000円を計上しているところでございますが、繰入金総額としましては、3,436万8,000円を計上させていただいているところでございます。

それから11ページの、ここもまた歳入でございますが、最後の諸収入の雑入のところ、介護予防事業利用者負担金27万円というのを、昨年度当初に比べまして皆増してございます。これは、来年度から新たに、総合事業という介護制度始まって以来の大きな制度改革が行われる中、施行した事業としておたっしゃくらぶというのを包括なり保健師なり、あるいはそこにも専門業者も入れて、合同で実施した事業を計上しております。こういう事業で、来年度に向けて、完成をきわめて新しい事業につなげていきたいというふうに考えております。その利用料でございます。

歳出にまいります、12ページ。

総務費につきましては、一般事務費を計上しています41万8,000円。それから、その次の総務費、介護認定審査会費につきましては、京都府で事務していただいております介護認定審査会の事務経費を計上しています156万1,000円。ちなみに、審査件数は約150件というふうな件数を見込んでおります。それから、その次の総務費の徴収費につきましては、賦課徴収の経費を11万3,000円で計上させていただいて、それから次の13ページにまいりまして、本体の保険給付費でございます。町長の提案理由にもございましたように、決算では108%という全国平均を上回る伸び率を示しているわけでございます。来年度の見込みをどうするかというようなところで、悩んだところでございますが、それぞれ項目ごとに分けて査定をさせていただいて、居宅介護、あるいは施設介護につきましては、やはり、ちょっと全国平均よりも笠置町は高い見込みをとらんと、予算不足というのが生じるだろうということで、組ませていただいたところでございます。居宅介護サービス給付費、これは訪問、それから通所介護がメイン事業になるわけでございますが、対前年で1,140万増の1億1,280万円、対前年では111%というふうなことでございます。

それから、その次の次、3目の施設介護サービスでも240万増の9,414万円、対前年で110%ということでございます。これは、特養と老健と、それから介護療養型という病院の入所の関係でございます。その他は前年並みということで、14ページの計にございますが、全体としては、対前年で107%、1,443万円増の2億1,550万

3, 000円という保険給付費、これは要介護者の給付費でございます。こういう予算とさせていただきます。

その次に、保険給付費の介護予防サービス等諸費、これは要支援者を対象としたものでございますが、これにつきましては、昨年度若干見過ぎていた部分がございますので、その分を精査して予算を計上させていただく。内容は要介護者の予算とほぼ同様の内容でございます。計だけ御説明申し上げますと、対前年で167万5,000円減の940万円の予算を見させていただいた。

それから、15ページにまいりまして、保険給付費の4項の高額介護サービス費、それから、同じ保険給付費の5項の高額医療合算介護サービス等諸費につきましては、やはり保険給付費の増加に伴いまして、引きずられますので、それぞれ対前年では増額した予算を組ませていただいている。高額介護サービスにつきましては40万増の561万、それから、高額医療合算介護サービス等費につきましては49万9,000円増の121万というふうなことでございます。

それから、16ページにまいりまして、保険給付費の最後でございますが、特定入所者介護サービス費、これは低所得者の部屋代と食費の軽減措置でございます。これにつきましてはほぼ対前年並み、実績合わせということで1,501万円を組ませていただいた。

それから、16ページの下段、地域支援事業費、これは来年度から大幅に改定が予定される事業でございますが、ことしはそんなに変わりはないですが、笠置町が独自でやっていく事業メインということでございます。1目の介護予防二次予防事業ということで、先ほど入でも御説明申し上げましたが、おたっしゃくらぶということで、試行錯誤しながらやっております。なかなか内容は好評でございますが、介護認定を受けずにここで頑張るというふうな利用者も多数おられます。これをもっと発展させていきたいなというふうに考えております。そういう事業を合わせて、100万円の事業費を組ませていただく。去年はもう少し大規模なことを考えておりましたが、対前年では減額となっておりますが、そういうことでございます。

それから、17ページにまいりまして、地域支援事業の次の2つ目のメニューでございますが、包括的支援事業、ここは包括支援センターなり、運営費の計上でございます。前年度特に変更はございません。5目の任意事業で若干増加をしておりますが、これはちょっと見てみましたら、紙おむつの購入事業予算要望が増加傾向にあるというふうなことで90万円の予算、合わせて416万2,000円の事業費を組ませていただいたということでござい

ます。介護保険につきましては、以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

確認のためにちょっと説明をお願いします。

6ページの支払基金交付金、これ歳入のほぼ27%占めているんですけども、6,936万3,000円、これちょっと中身の説明お願いできますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

簡単に約3割弱というふうな説明させていただいて、何が対象やというと、保険給付費が対象になります。この支払基金交付金というのは国保会計で、いわゆる介護納付金に当たります。社会保険でも、介護納付金というのは一定保険料の中に含まれております。そういうふうな負担、40歳以上の方でございます、40歳から65歳になられるまで。そういう資金を支払基金交付金というのが取りまとめられて、各町村に全体の給付費の、笠置でしたら27%、実際は若干違ったかもしれませんが、額面は27%という計算でされている事業でございます。

ちょっと説明不足ありましたら、また追加で説明させていただきます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） ありがとうございます。5番、瀧口です。

それでは、次のページ、7ページに移りまして、本年度予算額の財源内訳、特定財源のその他の項なんですけれども、保険給付費6,915万8,000円と、地域支援事業費20万5,000円、これの合計の6,936万3,000円が、先ほど言うてた支払基金交付金になるわけですね。

それで、細かい話なんですけれども、20万5,000円の欄ありますね、地域支援事業費、これは一体何なんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

地域支援事業費にも支払基金交付金の充当がされております。

それで、その地域支援事業というのは何やろうというような話でいえば、先ほどのおたっしやくらぶとか、あるいは包括支援センターの運営費とかいうふうな事業費に該当します。

具体的に当たっておりますのは、ほぼ包括の運営費に対しての事業に対する案分経費でござ

ございます。よろしいですか。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5 番（瀧口一弥君） 瀧口です。

よくわかりました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6 番（西岡良祐君） 6 番、西岡です。

13 ページの居宅介護サービスと、それから施設介護サービス、これ両方とも今年度は前年度よりもふえてきているわけですけれども、ふえるのはよくわかりますけれども、今現在、居宅介護と施設介護の人数的な比率というのはどのぐらいになっているんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

まず、居宅介護のほうから。持っていますデータが28年の1月分ということで、報告させていただきます。受給者数は99名。

それから、施設介護につきましては、特養につきましては20名、それから老健につきましては8名、介護療養型医療施設については2名で、計30名というふうな統計データがございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2 番（向出 健君） 2 番、向出です。

議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計予算の件について反対討論を行います。

当町においては、第6期2015年度から2017年度の介護保険料を大幅に引き上げました。大変な問題であり、自治体の住民の福祉向上、暮らしに対する姿勢が問われます。

介護保険はこの間も改悪が続けられてきましたが、今国はさらなる改悪を進めようとしています。2月17日の社会保障制度審議会の介護保険部会では、厚労省が介護保険制度改悪の検討項目を示しました。その中身は、要介護1、2の人向けの生活援助や福祉用具貸与、住宅改修を見直すか保険から外す、原則1割の利用料負担割合や毎月の自己負担上限額を引

き上げるなどです。生活援助が原則自己負担となれば、例えば1回250円程度の負担が2,500円程度にはね上がることにもなります。介護保険料の引き上げや減免の拡充、介護保険制度を真に充実するためには、国のこうした施策、態度を改めさせ、国に支援を求めることこそ必要です。

介護保険料の負担引き下げと、老々介護など、住民の方の介護の実態に寄り添った介護保険制度の充実を求めて、反対討論とします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第11号、平成28年度笠置町介護保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第12号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第12号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由を御説明申し上げます。

この特別会計は、京都府後期高齢者医療広域連合が制度運営をしておりますので、町としての予算は徴収した保険料及び療養給付費や低所得者の保険料軽減分に係ります負担金、共通事務費負担金の支出が骨格となります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ6,074万1,000円を計上し、対前年では375万5,000円減額の5.8%の減少率となっております。

主な提案内容は、歳入では、繰入金で対前年290万1,000円減額の3,930万7,000円を計上、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で、対前年367万5,000円減額の5,967万9,000円を計上いたしております。

平成28年度は2年ごとに保険料が改定の年でございます。去る2月12日開催の京都府広域連合議会におきましては、28年度及び29年度の保険料率改定が決定されたところで

ございます。均等割額につきましては4,822万円で対前期740円、所得割率につきましては9.61%で対前年0.44%の増加となっております。なお、低所得者負担軽減策の拡充や、京都府財政安定化基金の投入により、保険料は増加抑制されておりますが、高齢者負担率の上昇等により、1人当たりの保険料額につきましても1,816円の増額となっております。

今後につきましても給付費の増加が見込まれます中、より一層保険料収納率の向上、保険給付の適正化に努めてまいります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第12号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を御説明申し上げます。

ページは6ページのほうから。

今町長のほうから提案理由がございまして、連合議会で議決した改定保険料が説明あったところでございますが、笠置町の後期高齢者医療保険料でございまして、対前年でいえば77万5,000円減額の2,071万4,000円の計上をしております。本町では、今回対策されました2割、5割の軽減対象者の増加等の拡充施策により、対前年よりも減額になったというふうな分析をしております。

それから、繰入金につきましては、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で、事務費繰入金については、これは町の事務費と連合の共事事務費をここで繰り入れます。それから、2節の保険基盤安定繰入金につきましては、2割、5割、7割、実質9割軽減ございますが、その繰入金77万5,000円、合わせて992万9,000円を予算計上していると。それから、療養給付費繰入金につきましては、給付費の12.5%でございます2,937万8,000円。繰入金、一般会計総額では3,930万7,000円というふうなことでございます。

療養給付費繰入金につきましては、対前年300万減額となっておりますけれども、これには一定の計算式がございまして、実績見込みと実績の関係で、ちょっと案分率に差が生じたというふうな分析結果を持ってございます。ちょっと詳しくは、また求められれば説明させていただきます。全体的には給付費は伸びているというふうなことでございます。

それから、次の7ページにまいりまして、最後、諸収入のところだけ若干説明させていただきます。

特別対策事業補助金ということで、人間ドック50万1,000円を計上させていただいています。大体10人前後という利用者ございますが、これからより利用者の拡充に努めてまいりたいと考えております。

それから8ページ、歳出にまいります。

総務費につきましては、係る事務費でございます。

それから、中段の2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。負担金のほうで4つ大きく項目がありまして、この共回事務負担金というのが、広域連合に係る笠置町の事務費の負担分183万円、それから、保険料等負担金は通常納めていただいた保険料を連合に納めさせていただく2,071万5,000円、滞納分も含めて。それから、3番目にあるのが保健基盤安定負担金で、今申しました低所得者の軽減分を町も上乘せして連合に納めさせていただく775万6,000円、それから、療養給付費負担金、全体の給付費の12分の1、2,937万8,000円の、合わせて5,967万9,000円の納付金を計上させていただいたところでございます。

それと、9ページにまいりまして、中段の保健事業費で、ここに上がっておりますのが、説明にも書いておりますとおり人間ドックでございます。国保と同様に実施しておりまして、利用者の拡充に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第12号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、京都府内の自治体で構成する京都府後期高齢者医療広域連合で運用がされています。後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直し、2月12日の広域連合議会では、2016年度、2017年度の保険料を引き上げてしまいました。引き上げの内容は、被保険者一人一人に係る均等割額が年4万8,220円と740円の増、所得に対する保険料率である所得割率が9.61%と、0.44ポイントの増です。また、1人当たりの平均保険料は7万4,469円と1,816円の増となっています。第1期の2008年と

2009年度の保険料と比べると、今回の引き上げで、均等割学で3,110円の増、所得割率で1.32ポイントの増、1人当たりの保険料で3,091円の増です。

また、今回の保険料の引き上げで負担例を見ると、年金収入80万円の方は年4,822円の負担、年金収入120万円の方は年7,233円の負担となります。これだけの収入の方から保険料負担を求めること自体が問題ですが、国はさらに2017年度から低所得者の方への特別の軽減措置を廃止する方針を示しており、そうなれば、年金収入80万円の方は年1万4,466円、年金収入120万円の方も年1万4,466円の負担となり、負担が3倍、2倍とはね上がります。大変な問題です。後期高齢者医療制度が、高齢者の医療充実どころか暮らしをも圧迫しているという実態がここにあります。

後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者の安心の医療の充実とともに、高齢者の暮らしにも寄り添う医療制度を求めて、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第12号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第12号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） この際、10分間休憩します。

休 憩 午後2時10分

再 開 午後2時20分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） お諮りします。お手元に配付しました追加議事日程を本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 追加日程第1、議案第13号、相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第13号、相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約制定の件について提案理由を御説明申し上げます。

平成28年4月1日に施行される改正行政不服審査法第81条の規定により、設置することとされている審査に係る附属機関について、地方自治法第252条第1項の規定に基づき、笠置町、和束町、南山城村及び相楽東部広域連合で共同して設置するため、議会の議決を求めるものであります。

御審査の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第13号、相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約制定の件につきまして内容を説明させていただきます。

今回改正されます行政不服審査法は、審査請求人の不服申し立てに対し、審理員による審理手続と第三者機関への諮問手続が導入されることとなりました。

前回御説明させていただいた中で、一部私の説明不足があったところがありまして、今回改めてきちんと説明させていただきたいと思っております。

不服申し立てによる審理請求があった事案に対して、まず各町村に審理員というのが置かれます。この審理員を通して審理の手続、出てきた書類等の整理をした中で、第三者機関へ諮問、答申を行うこととなりますが、この第三者機関として、行政不服審査法の中で設置が規定されております。この審査会につきましては、共同設置を行うことも、単独で置くことも、それから、ほかの自治体への委託ということも、いずれかの方法で設置するということが規定されておりますので、今回この法の改正にあわせまして、笠置町、和束町、南山城村、相楽東部広域連合の4つの団体で共同設置し、その事務を相楽東部広域連合で行うこととするため、規約を制定するものでございます。

それでは、規約の内容について説明させていただきます。

第1条で設置をしております。先ほど説明いたしましたように、笠置町、和束町、南山城村、相楽東部広域連合において審査会を設置するということとなります。

第2条で執務の場所を事務局といたしまして、相楽東部広域連合で行うこととなっております。

ます。

組織といたしまして、審査会の委員は5人以内で組織するという事です。

第4条で委員の規定をしております。委員長それから委員の任期を3年とする、それから、広域連合長が任命するというふうなことがうたわれております。

第5条では経費の負担といたしまして、共同設置する団体が負担するという事を規定しております。

めくっていただきまして、第6条で会長の職について規定しております。

第7条の専門委員につきましては、申し立てのありました審理内容につきまして、学識経験のある者のうちから委員以外に専門委員を呼び、審理をしていただくことが可能だということの規定になっております。

第8条では会議、これは会長が招集いたしまして、半数以上の出席で会議を開くことを規定しております。

第9条庶務ですけれども、事務を行うのを相楽東部広域連合といたしまして、その事務局といたしまして、連合総務課が処理するという事になっております。第10条では、この審査会に関し必要な事項を共同設置の団体が協議して定めるということとしております。この規約は、改正法の施行に合わせまして、平成28年4月1日から施行されるものとなっております。

以上が、共同設置に係る規約の説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

もう一回ちょっと確認したいんですけども、この間の説明で一応聞きましたけれども、今も言わはったけれども、審理員とか何か言わはったな、その審理員と今回の審査会の委員というのは別のものですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

すみません、前回御説明させていただいたときに、審理員を設置するという事で、この委員会の中に審理員という話になって説明したと思うんですが、審理員というのは各自治体に、そのとき説明しました、中立的な立場で申し出を受け付ける審理員というのを設置する、それが例えば行政側の総務担当であったり、そこを指名した中で審理員が受け付ける、受け付けたものを審査していただく第三者機関としてこの審査会があるということなんです、は

い。

前回、審理員と審査会委員とごっちゃにして私が説明してしまったもので、適正なちゃんとした説明になっていなかったの、今回そういうことで説明させていただきました。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） 6 番、西岡です。

そういうことやったらわかりました。

ということは、説明会で言っておられたこの委員は、職員の中からも選ばれるというようなことはないということやな。そういうことでよろしいですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

はい、おっしゃっていただいたとおり、審理員につきましては役場の職員が審理員として指名されますけれども、審査会の委員としては、前回も御説明させていただいたように、例えば顧問弁護士さんとか、行政に通じておられる方とかということの指名になってくると思われま。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） そういうことやったらわかりました。

ほんで、あのときは一応そんな審査する者が職員になって、職員がなってやんのはええのかということで私は質問しとったんやけれども、そういうことはないということやな。はい、わかりました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2 番（向出 健君） 2 番、向出です。

議案第 13 号、相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約制定の件について反対討論を行います。

行政不服審査会は、住民の方からの不服申し立てに対して、町長などが採決をするに当たり、不服内容に関して意見を聞くなどする組織として、その設置には意義があると考えます。しかし、行政不服審査会の審査員の報酬などの規定については、相楽東部広域連合で規定

するとしており、相楽東部広域連合の議会は、各町村から選ばれた一部の議員しか出席できず、関係町村の議員全員に審議が保障されていません。これでは、不服審査という住民の大切な権利にかかわる制度問題について、議員として責任を果たせないのではないかと懸念をいたします。

現状での相楽東部広域連合における共同設置には問題があると指摘をして、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第13号、相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第13号、相楽東部地域行政不服審査会の共同設置に関する規約制定の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 追加日程第2、議案第14号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件、及び、追加日程第3、議案第15号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件まで、2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第14号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件並びに議案第15号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

一般職の国家公務員の給与に関する法律が1月4日に改正されたことに伴い、特別職の国家公務員の給与に関する法律もあわせて改訂され、期末手当の支給月数が引き上げられたこととなりました。当町の議会議員並びに常勤の特別職の期末手当についても0.2カ月引き上げ、支給月数を3.15月に改正するものであります。

施行日は平成27年12月1日からとなります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第14号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件、並びに、議案第15号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件について御説明させていただきます。

先ほど町長からの説明にありましたように、1月に一般職の給与法が改正されました。これにあわせて特別職の給与法も改正されましたので、当町におきましても、議会議員の期末手当、町長・参与の常勤の特別職の期末手当について改正するものです。

改正内容といたしましては、期末手当の支給月数を0.2カ月引き上げ、支給総月数を3.15カ月にするものでございます。

それでは、すみません、新旧対照表で説明させていただきます。どちらも同じ数字が並んでおりますので、第14号のほうで説明させていただきたいと思っております。

2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条で、まず、1回目に期末手当について、12月1日を基準といたします期末手当を0.2カ月引き上げまして、「100分の155」を「100分の175」とするものであります。これが12月1日にさかのぼって支給されることとなります。

その下の第2条ですが、12月1日の支給月数を0.2カ月上がりましたものを振り分けることとなりますので、次は12月を「100分の175」としておりましたのを、6月分で「100分の140」から「100分の150」に、12月を「100分の175」から「100分の165」といたしまして、支給総月数は3.15と変わらないんですけれども、6月と12月にそれぞれ0.1ずつ振り分けたものとなっております。

第1条につきましては、先ほど言いましたように平成27年12月1日から、第2条につきましては28年4月1日から、新年度からの改定となっております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑についても一括質疑で行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第14号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第14号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第14号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第15号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第15号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 追加日程第4、議案第16号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第16号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

平成27年8月に発表されました人事院勧告により、平成28年1月に一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されましたので、当町職員の給与条例の一部の改正を行うものがあります。

内容は、給料表と改定と勤務手当の支給月数を0.1カ月引き上げ、1.6カ月とするものです。

施行日は平成27年4月1日からとなります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） それでは、議案第16号、笠置町職員の給与に

関する条例一部改正の件について内容を説明させていただきます。

先ほど町長からの説明もありましたように、平成27年8月に人事院勧告が発表されまして、28年1月に国家公務員の一般職の給与法も改正されました。それに伴いまして、当町の職員の給与条例を改正するものとなっております。

まず、第1条です。1ページ、1枚めくっていただきまして、第1条では給料表の改定を行っております。平均改定率は0.36%で、こちらは平成27年4月1日に遡及いたしまして適用するものであります。

続いて、第2条、第3条につきましては、最終ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、第2条です。先ほど議案の第14号、第15号でもありましたように、職員の勤勉手当につきまして0.1カ月支給月数を引き上げるものとなっております。この第2条では、まず12月1日基準といたします12月の勤勉手当に0.1月分上乘せいただきまして、「100分の75」を「100分の85」に改めるものです。第6項は再任用職員に適用するもので、こちらは「100分の35」から「100分の40」に引き上げております。

裏のページをごらんいただきまして、第3条になっておりますのは、先ほどと同様、12月で引き上げました0.1カ月分を、次28年4月以降に6月の勤勉手当に0.05月、12月の勤勉手当にも0.05月に振り分けてするもので、6月と12月、どちらも「100分の85」を「100分の80」にするものとなっております。6項につきましては、先ほどの再任用の職員に係るもので、「100分の40」を「100分の37.5」とするものとなっております。

第2条につきましては12月1日基準となりますので、平成27年12月1日から適用、第3条につきましては、平成28年4月1日から施行、適用となるものとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第16号、笠置町職員の給与に関する条例一部改

正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第16号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 追加日程第5、議案第17号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第17号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ191万2,000円を増額し、歳入歳出総額を14億7,640万1,000円とするものです。

先ほど可決いただきました、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正、笠置町職員の給与に関する条例一部改正に伴い、給料、職員手当、共済費等、人件費を増額しています。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第17号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして説明させていただきます。

今回の補正の内容は、先ほど町長の説明にありましたように、可決いただきました給与改定に伴うもので、9ページ以降、歳出につきましては給料、職員手当、共済費をそれぞれ増額補正させていただいております。

その財源につきまして説明させていただきますので、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入のほうで、10款地方交付税で174万8,000円増額しております。また、第13款国庫支出金、2項国庫補助金、総務費国庫補助金ですが、こちらにつきましては、前回の第4号の補正予算の後に追加の交付決定をいただきました選挙人名簿システムの改修に係る補助金の追加交付ということで、今回この補正に合わせまして1万3,000円増額補正をさせていただいたところ です。

続いて、19款諸収入、3項雑入で15万1,000円計上しております。今回の給与改定に伴いまして、相楽東部広域連合への派遣職員と京都地方税機構へ派遣しております職員の給与分に当たります負担金が派遣元の市町村に返ってきますので、その分15万1,000円計上させていただきます。合計で191万2,000円の歳入を組んでおります。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第17号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第17号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 追加日程第6、議案第18号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第18号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ15万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,534万5,000円とするものでございます。

補正内容といたしましては、一般管理費で、笠置町職員の給与に関する条例一部改正に伴う人件費と時間外勤務手当の不足分を増額し、簡易水道施設費で委託料の減額を計上したものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） それでは、議案第18号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明させていただきます。

歳入歳出、ちょっと順序が逆になってしまいますが、予算書の7ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

7ページでございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のほうで、補正額26万3,000円の増額でございます。こちらにつきましては、先ほど来、御説明させていただいております給与条例の改正に伴います人件費の増加分と合わせまして、職員の時間外勤務手当のほうが不足いたしておりますので、その分を合わせて増額させていただいております。

次に、2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費では、増加分の財源を捻出するため、これまでずっと募集を続けておりました水道メーターの検針委託料、こちらのほうがもう現時点で応募がもう全くないということで、不用額となることが確定しておりますので、こちらを減額させていただいたということでございます。

したがって、歳出のほうでトータルマイナスとなりました関係で、1ページお戻りいただきまして、6ページ、歳入のほうになりますが、4款繰入金、2項基金繰入金、2目財政調整繰入金、こちらのほう、財源不足分の捻出分といたしまして、もともと財政調整基金の取り崩しを予定しておりましたが、その部分を減らしまして、今回マイナス15万5,000円というような形で取り崩し額を減らせていただくという内容になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第18号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第18号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は2月29日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後2時55分